

第 8 回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 4 年 2 月 10 日（木）午後 5 時 45 分～

場所 Microsoft Teams 内 チャンネル「岐阜市新型コロナウイルス対策本部」

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

3 岐阜市の対応について

資料 3

4 その他

【配布資料】

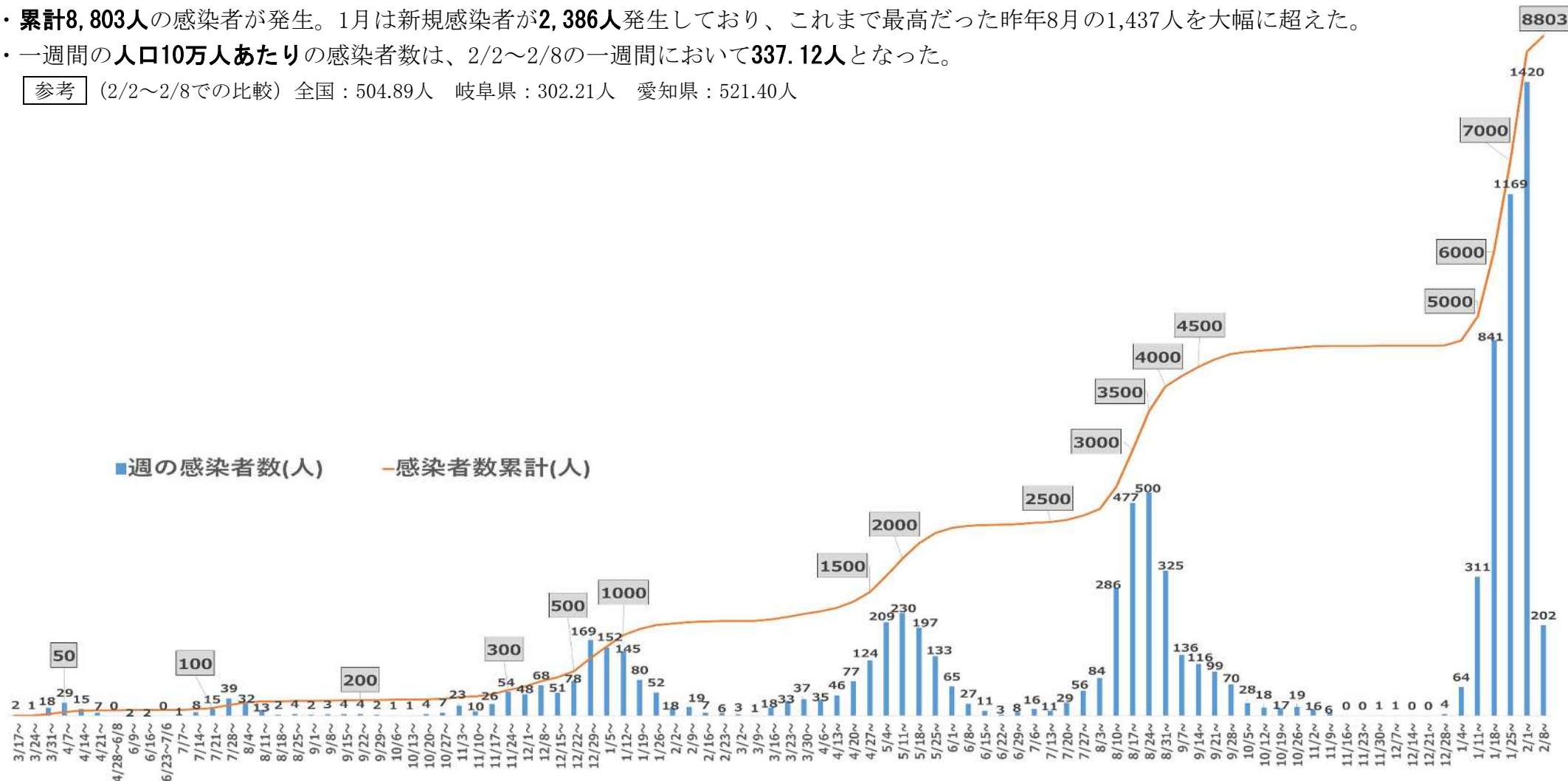
- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R4.2.9 公表時点) |
| 資料 2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第 40 回)対策本部本部員会議(第 52 回) |
| 資料 3 | 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第 9 版)一部改定(案) |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R4. 2. 9 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

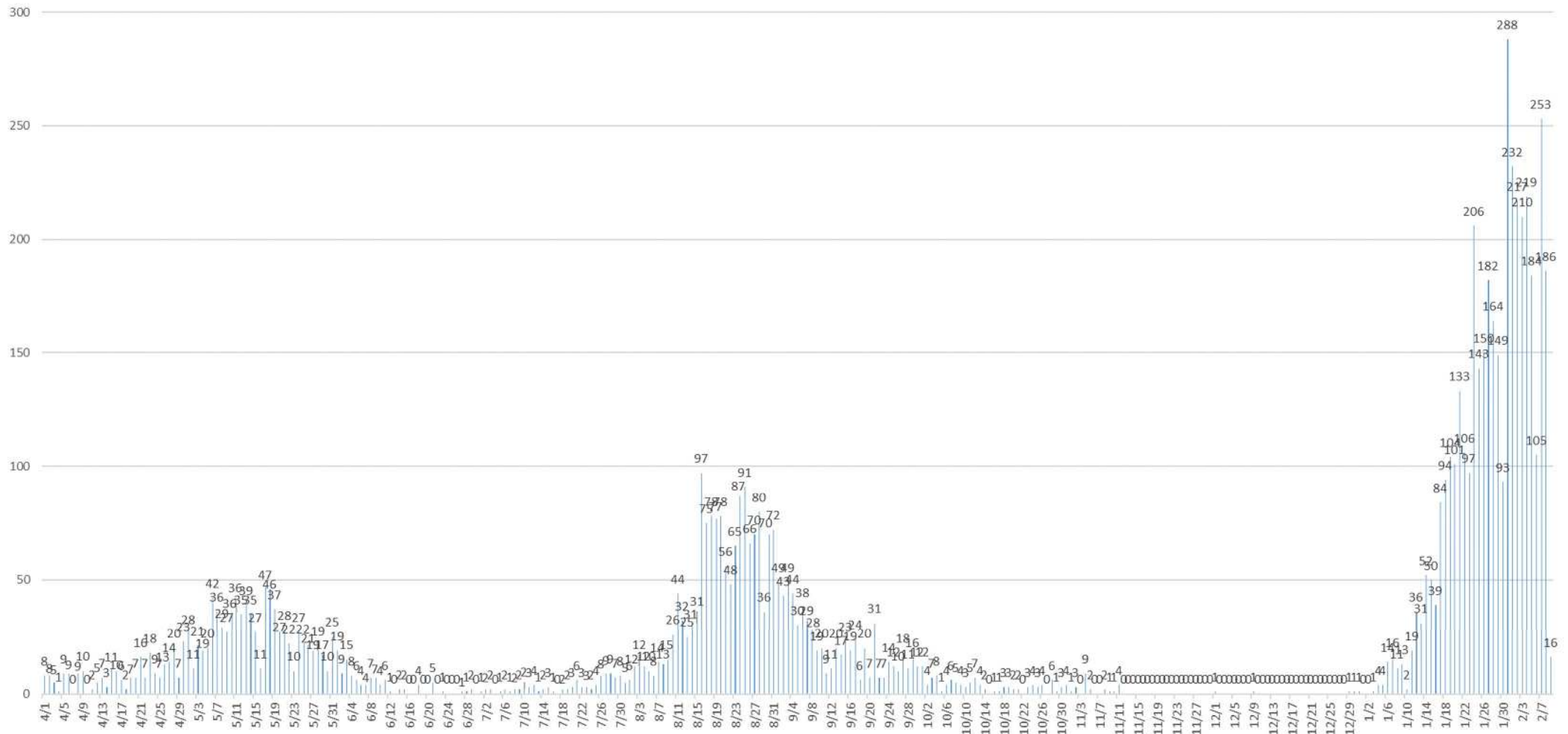
- ・ 累計8,803人の感染者が発生。1月は新規感染者が2,386人発生しており、これまで最高だった昨年8月の1,437人を大幅に超えた。
- ・ 一週間の人口10万人あたりの感染者数は、2/2～2/8の一週間において337.12人となった。

参考（2/2～2/8での比較） 全国：504.89人 岐阜県：302.21人 愛知県：521.40人



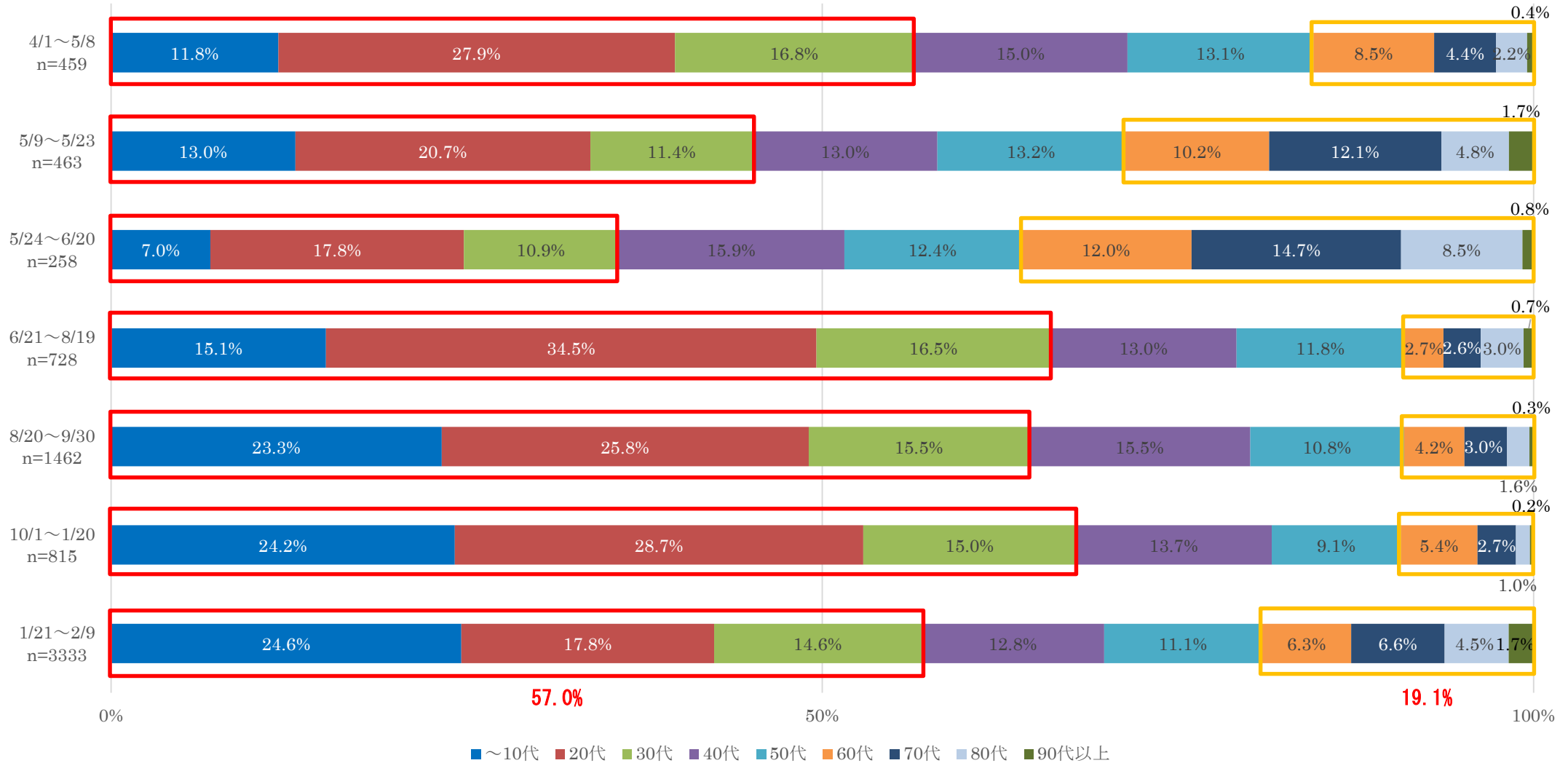
2 感染者数推移（日別 4/1～2/9）

(人)



3 年代別割合の比較（令和 3 年 4 月以降）

- ・ 30代以下が**57.0%**、60代以上が**19.1%**となっている。
- ・ 最近の状況は、30代以下、特に20代の割合が減少する一方、60代以上の割合が増加している。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症 対策協議会（第40回） 対策本部本部員会議（第52回）

日 時：令和4年2月10日（木）
14：00～
場 所：県庁4階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

（参考）

- 「濃厚接触者の待機期間」、いわゆる「検査なし診断」など、直近の国のルールの主な変更点 参考資料 1

2 社会経済活動の現況

（1）主要地点・歓楽街の人出

資料 2－1

（2）飲食店への営業時間短縮要請の応諾率

資料 2－2

（3）学校、福祉施設等の休止状況

資料 2－3

3 県の対策（案）

（1）まん延防止等重点措置の延長を受けて

資料 3

（参考）

- ワクチン追加接種の状況 参考資料 2
- 県内大規模商業施設との意見交換会 議事要旨 参考資料 3
- 第16回岐阜県新型コロナウイルス感染症教育推進協議会 議事要旨 参考資料 4
- 第11回新型コロナウイルス感染症にかかる岐阜県と県内大学等高等教育機関との意見交換会 議事要旨 参考資料 5
- 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策に関する経済・雇用再生会議 議事要旨 参考資料 6
- 自宅療養のしおり（第4版） 参考資料 7
- 自宅療養 知って 備えて（自宅療養のしおり簡易版） 参考資料 8

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第４０回） 対策本部本部員会議（第５２回） 出席者名簿**

日時：令和４年２月１０日（木）１４：００～
場所：岐阜県庁４階 特別会議室

１ 市町村

市名	氏名等	備考	町村名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁	岐南町	小島 英雄 町長	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V	笠松町	古田 聖人 町長	T V
高山市	國島 芳明 市長	T V	養老町	大橋 孝 町長	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V	垂井町	早野 博文 町長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V	関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
中津川市	青山 節児 市長	T V	神戸町	谷村 成基 町長	T V
美濃市	武藤 鉄弘 市長	T V	輪之内町	木野 隆之 町長	T V
瑞浪市	水野 光二 市長	T V	安八町	堀 正 町長	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V	揖斐川町	岡部 栄一 町長	T V
恵那市	小坂 喬峰 市長	T V	大野町	宇佐美 晃三 町長	T V
美濃加茂市	藤井 浩人 市長	T V	池田町	岡崎 和夫 町長	T V
土岐市	加藤 淳司 市長	T V	北方町	戸部 哲哉 町長	T V
各務原市	浅野 健司 市長	T V	坂祝町	柴山 佳也 町長	T V
可児市	富田 成輝 市長	T V	富加町	板津 徳次 町長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V	川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V	七宗町	加納 福明 町長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V	八百津町	金子 政則 町長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V	白川町	細江 茂樹 町長	T V
郡上市	日置 敏明 市長	T V	東白川村	今井 俊郎 村長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V	御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
海津市	横川 真澄 市長	T V	白川村	成原 茂 村長	T V

２ 各種団体

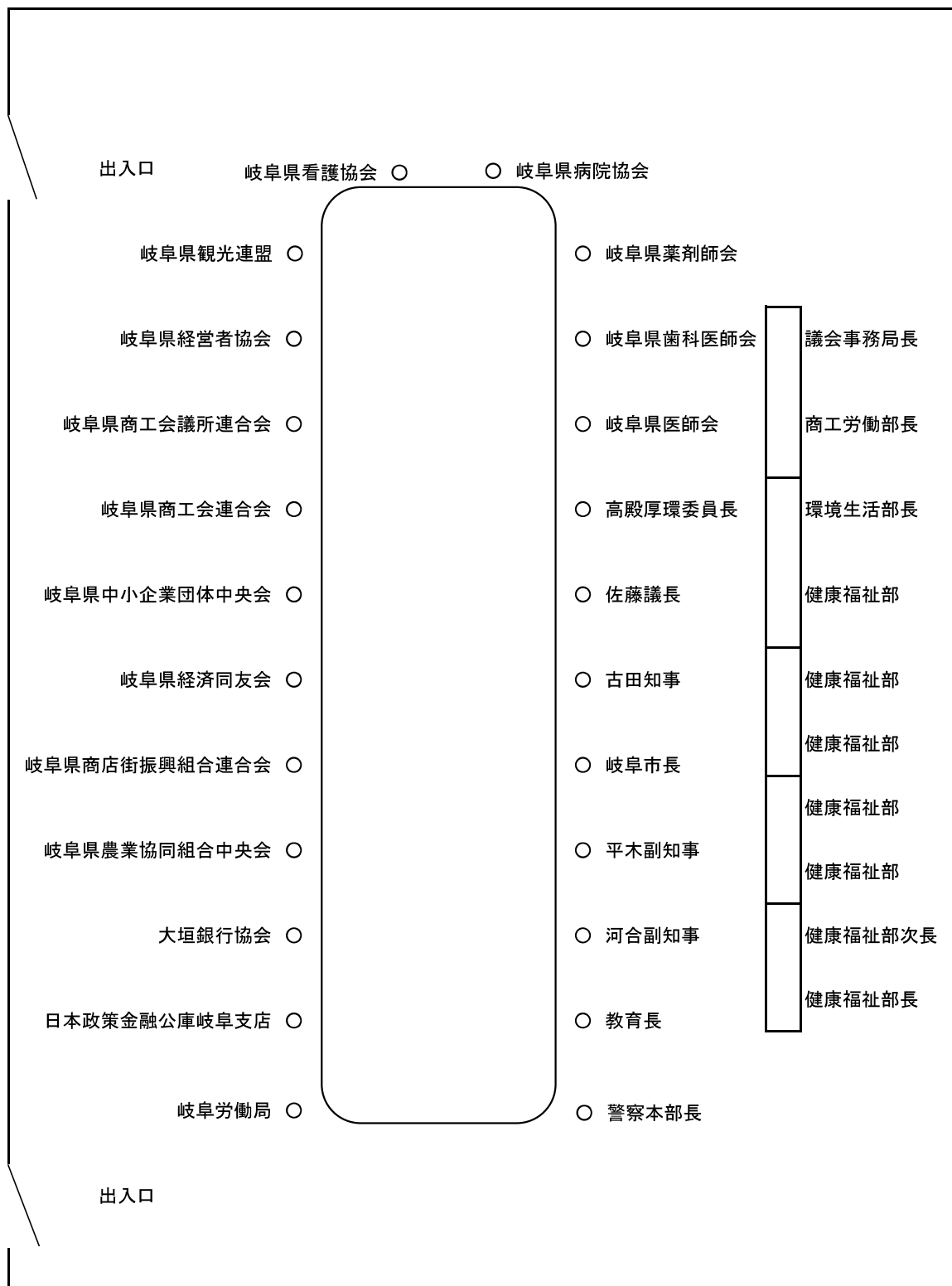
団体名	氏名等	団体名	氏名等
岐阜県医師会	磯貝 光治 常務理事	岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長	岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事	岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長	岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長	岐阜県農業協同組合中央会	渡邊 健彦 専務理事
岐阜県観光連盟	山岡 利安 副会長	大垣銀行協会	寛 雅樹 常務取締役
岐阜県経営者協会	山口 嘉彦 会長	日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
岐阜県商工会議所連合会	森 健二 専務理事	岐阜労働局	市岡 雄志 総務課長

３ 県

	氏名		氏名
知事	古田 肇	子ども・女性局長	安江 真美
議長	佐藤 武彦	商工労働部長	崎浦 良典
厚生環境委員会委員長	高殿 尚	観光国際局長	矢本 哲也
副知事	平木 省	農政部長	長尾 安博
副知事	河合 孝憲	林政部長	高井 峰好
教育長	堀 貴雄	県土整備部長	船坂 徳彦
警察本部長	加藤 伸宏	都市建築部長	大野 真義
秘書広報統括監	尾鼻 智	都市公園整備局長	湯澤 将憲
総務部長	横山 玄	会計管理者	西垣 功朗
清流の国推進部長	丸山 淳	議会事務局長	服部 敬
危機管理部長	渡辺 正信	人事委員会事務局長	村田 嘉子
環境生活部長	内木 禎	監査委員事務局長	三田村 俊史
県民文化局長	市橋 貴仁	労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部長	堀 裕行	健康福祉部次長	籠橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第40回) 対策本部本部員会議(第52回) 配席図

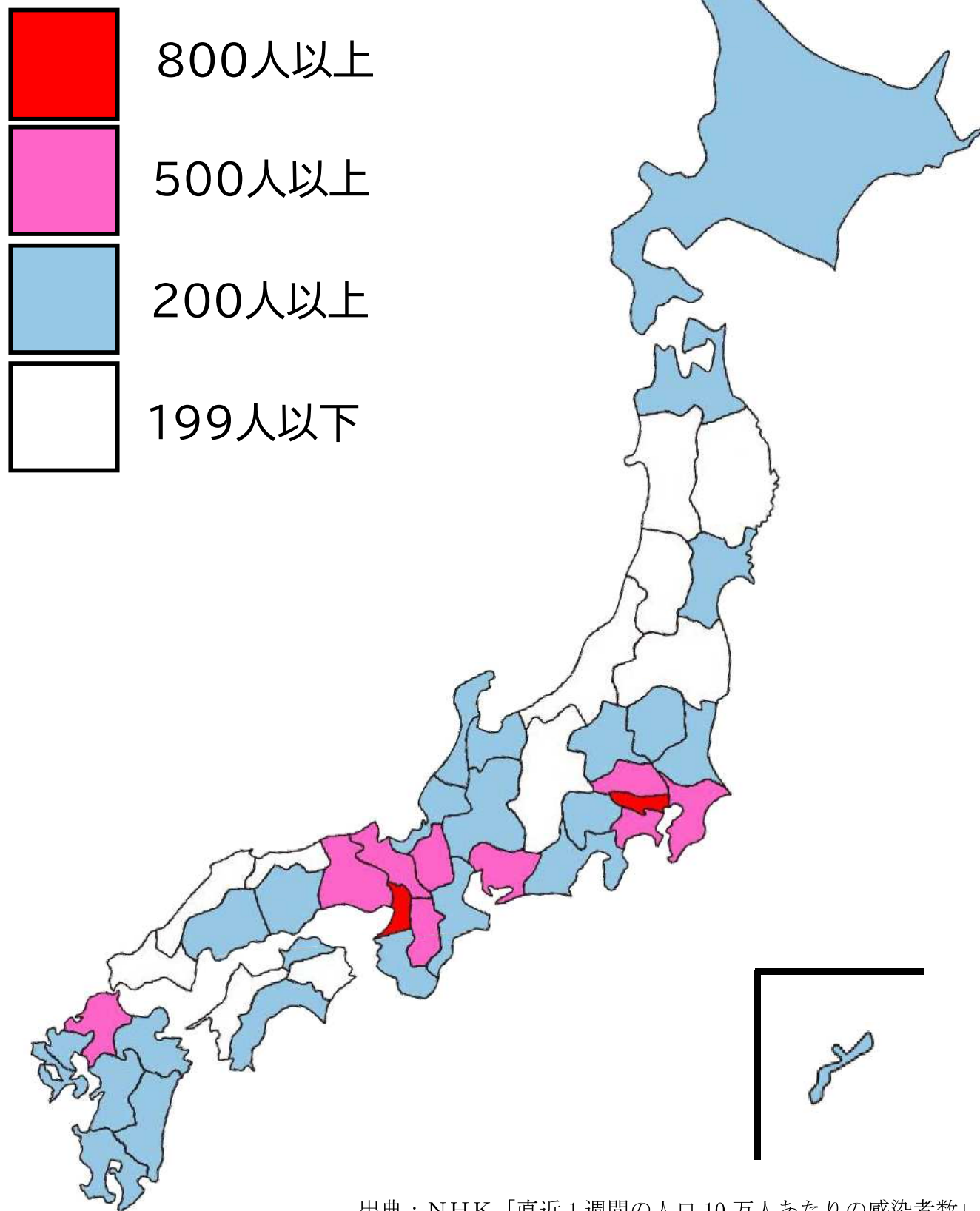
令和4年2月10日(木)14:00～
4階特別会議室



全国の感染状況

資料 1

人口10万人あたり1週間の新規陽性者数
(2月3日～2月9日)



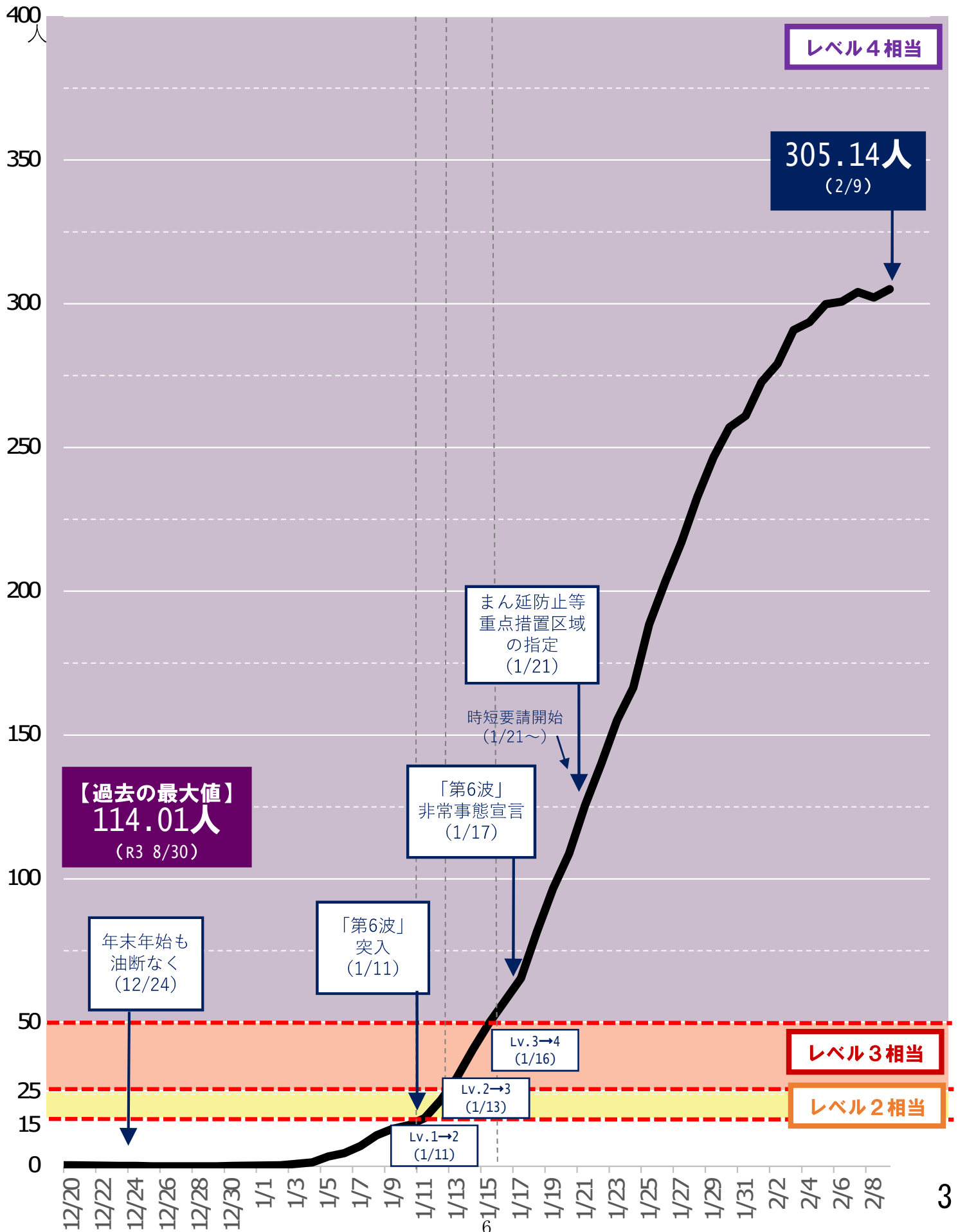
出典：NHK「直近1週間の人口10万人あたりの感染者数」

都道府県別新規感染者数データ

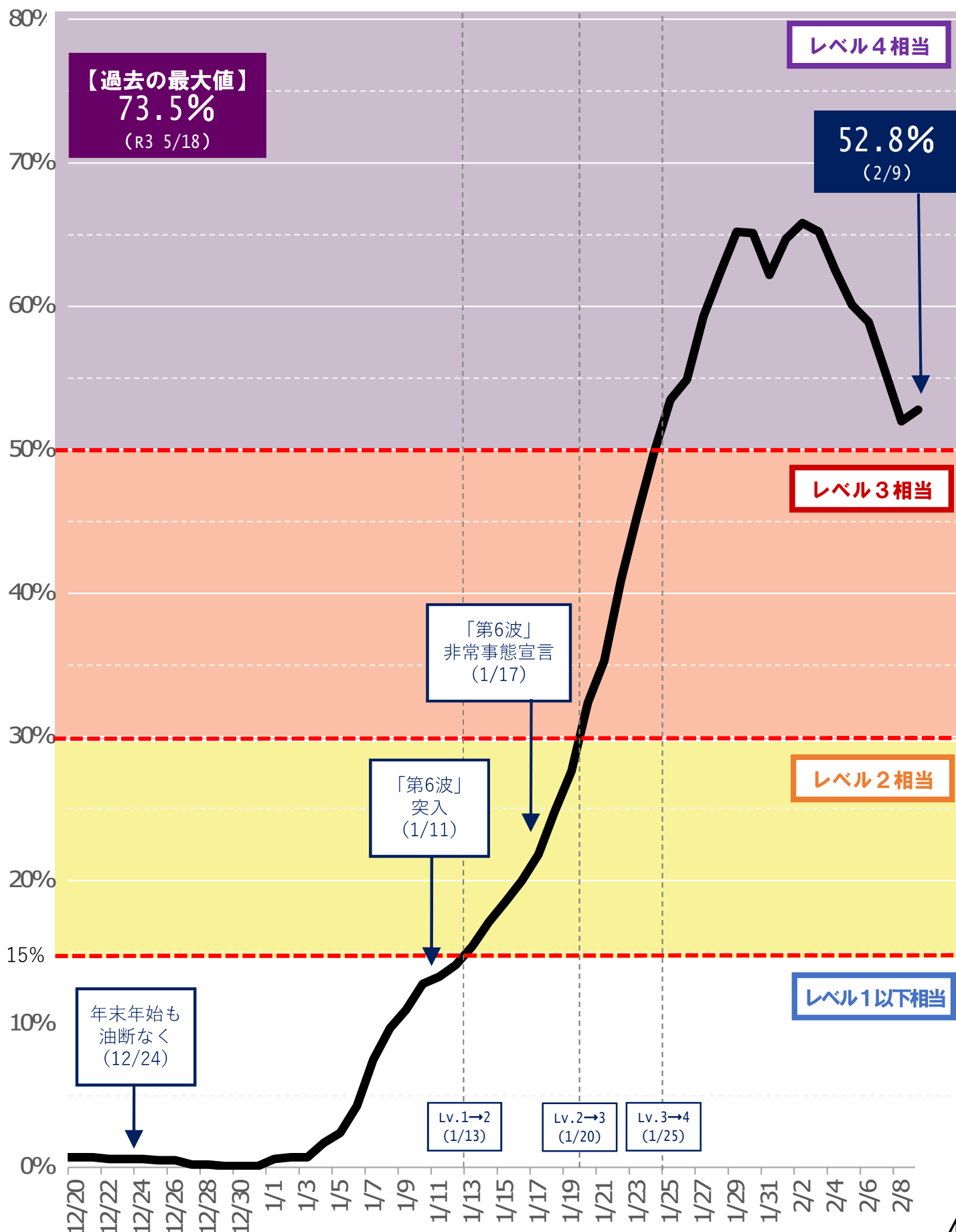
2022年2月9日 現在（NHK調べ）

										人口 総務省令和2年国勢調査 2020.10.1現在	直近1週間	
	直近								順位		対人口10万人 新規感染者数	順位
	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	1週間計				
北海道	3,788	3,543	4,046	3,464	2,687	2,879	3,606	24,013	9	5,224,614	459.61	12
青森県	392	460	408	428	260	391	498	2,837	33	1,237,984	229.08	30
岩手県	175	202	144	122	98	152	175	1,068	45	1,210,534	88.23	46
宮城県	683	697	744	617	423	676	934	4,774	22	2,301,996	207.39	34
秋田県	189	152	221	174	97	242	220	1,295	43	959,502	137.26	43
山形県	350	325	259	195	221	201	251	1,802	39	1,068,027	168.72	40
福島県	582	500	542	514	338	479	541	3,496	26	1,833,152	190.49	38
茨城県	1,374	1,445	1,555	1,668	1,487	1,261	1,531	10,321	12	2,867,009	359.99	16
栃木県	925	908	856	736	466	876	854	5,621	20	1,933,146	288.55	24
群馬県	1,194	1,041	1,172	811	494	1,033	892	6,637	17	1,939,110	341.86	17
埼玉県	5,627	4,593	7,358	6,216	5,722	6,027	4,944	40,487	4	7,344,765	551.11	8
千葉県	4,659	5,518	4,716	5,113	4,695	5,091	4,741	34,533	7	6,284,480	549.46	9
東京都	20,679	19,798	21,122	17,526	12,211	17,113	18,287	126,736	1	14,047,594	902.19	2
神奈川県	7,090	9,032	9,097	8,411	6,558	8,810	7,252	56,250	3	9,237,337	608.60	6
新潟県	572	496	550	370	333	404	620	3,345	31	2,201,272	151.91	42
富山県	312	341	299	320	271	264	409	2,216	35	1,034,814	212.41	33
石川県	714	551	499	502	386	221	540	3,413	29	1,132,526	301.36	22
福井県	203	209	235	236	223	228	224	1,558	42	766,863	203.17	35
山梨県	299	280	256	237	185	285	303	1,845	38	809,974	227.66	32
長野県	582	642	654	557	372	475	690	3,972	25	2,048,011	193.94	37
岐阜県	923	941	937	725	561	1,011	940	6,038	18	1,978,742	305.14	20
静岡県	1,697	1,799	2,069	1,465	1,023	2,068	1,906	12,027	11	3,633,202	330.76	19
愛知県	5,827	6,201	6,445	4,698	4,109	5,855	6,287	39,422	5	7,542,415	522.64	10
三重県	1,013	736	771	776	446	715	880	5,337	21	1,770,254	301.48	21
滋賀県	853	1,129	971	791	1,019	1,389	916	7,068	16	1,413,610	500.00	11
京都府	2,472	2,878	2,649	2,593	2,259	2,140	2,996	17,987	10	2,578,087	697.65	4
大阪府	14,911	14,324	16,388	14,055	9,009	11,409	15,264	95,360	2	8,837,685	1,078.97	1
兵庫県	6,502	5,598	5,855	5,386	3,459	6,324	6,135	39,259	6	5,465,002	718.21	3
奈良県	927	1,017	1,016	838	929	1,188	1,595	7,510	13	1,324,473	567.02	7
和歌山県	556	455	552	452	400	559	496	3,470	28	922,584	376.12	15
鳥取県	90	119	103	86	62	77	83	620	46	553,407	112.03	45
島根県	89	73	53	58	64	81	99	517	47	671,126	76.74	47
岡山県	1,307	1,041	1,458	1,039	613	886	1,131	7,475	15	1,888,432	395.83	14
広島県	1,179	1,233	1,277	1,109	748	892	1,042	7,480	14	2,799,702	267.10	25
山口県	388	344	320	286	150	373	306	2,167	36	1,342,059	161.47	41
徳島県	194	192	184	174	146	157	186	1,233	44	719,559	171.35	39
香川県	416	369	309	332	206	359	414	2,405	34	950,244	252.99	29
愛媛県	339	263	313	179	159	244	260	1,757	40	1,334,841	131.63	44
高知県	259	201	248	220	136	249	264	1,577	41	691,527	228.05	31
福岡県	5,272	5,120	5,607	3,946	3,191	4,812	5,002	32,950	8	5,135,214	641.38	5
佐賀県	560	538	518	335	420	567	547	3,485	27	811,442	428.74	13
長崎県	565	566	603	422	297	465	485	3,403	30	1,312,317	259.24	28
熊本県	884	916	921	653	494	1,030	884	5,782	19	1,738,301	332.39	18
大分県	391	500	446	388	322	523	391	2,961	32	1,123,852	263.47	27
宮崎県	392	368	314	323	170	242	344	2,153	37	1,069,576	201.29	36
鹿児島県	622	685	609	523	450	628	721	4,238	23	1,588,256	266.83	26
沖縄県	652	709	671	511	316	682	694	4,235	24	1,467,480	288.59	23
全国	99,669	99,048	106,340	90,580	68,685	92,033	97,780	654,135		126,146,099	518.55	

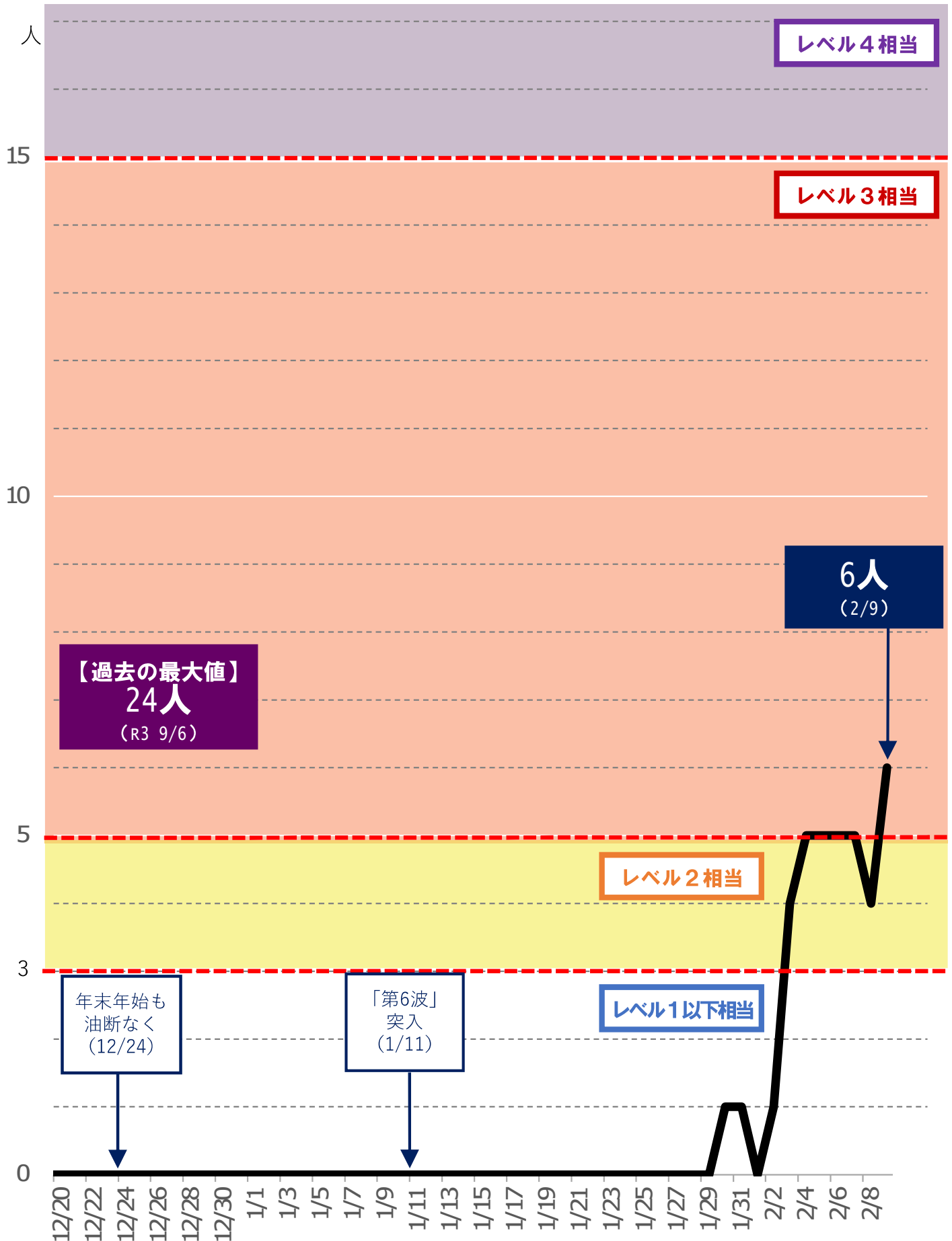
県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



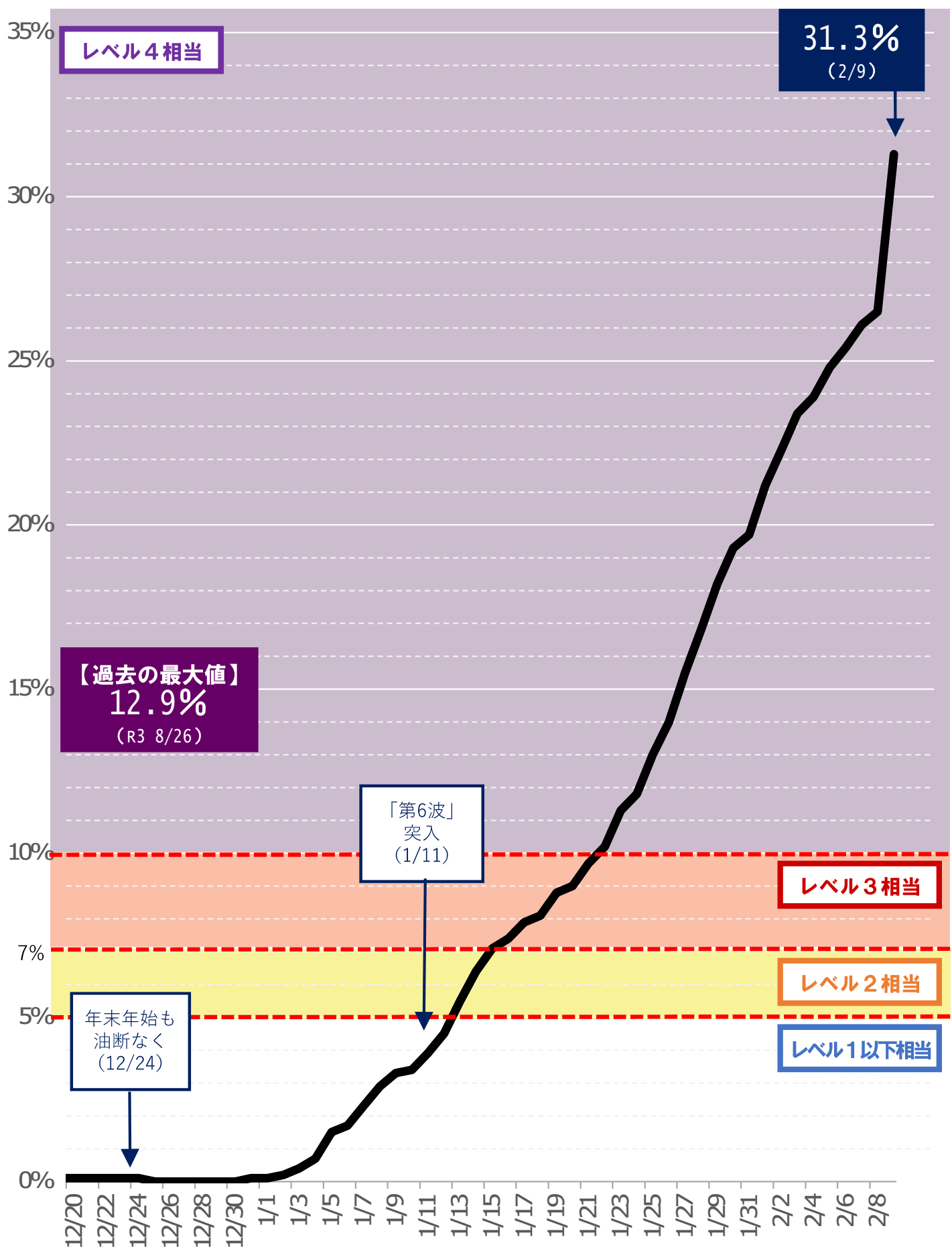
県の病床使用率の推移と対策



重症者数の推移と対策

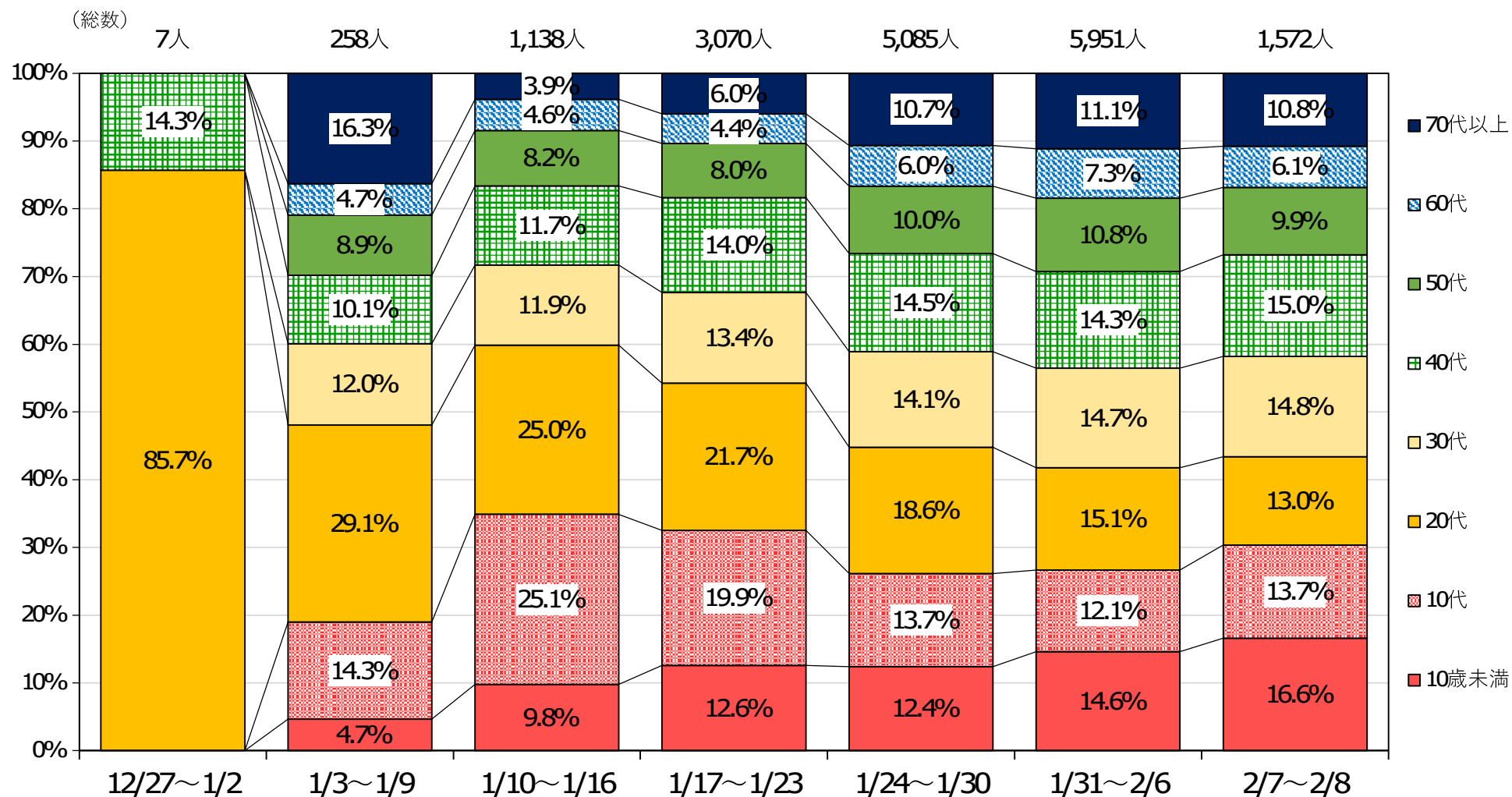


陽性率（7日間移動平均）の推移と対策

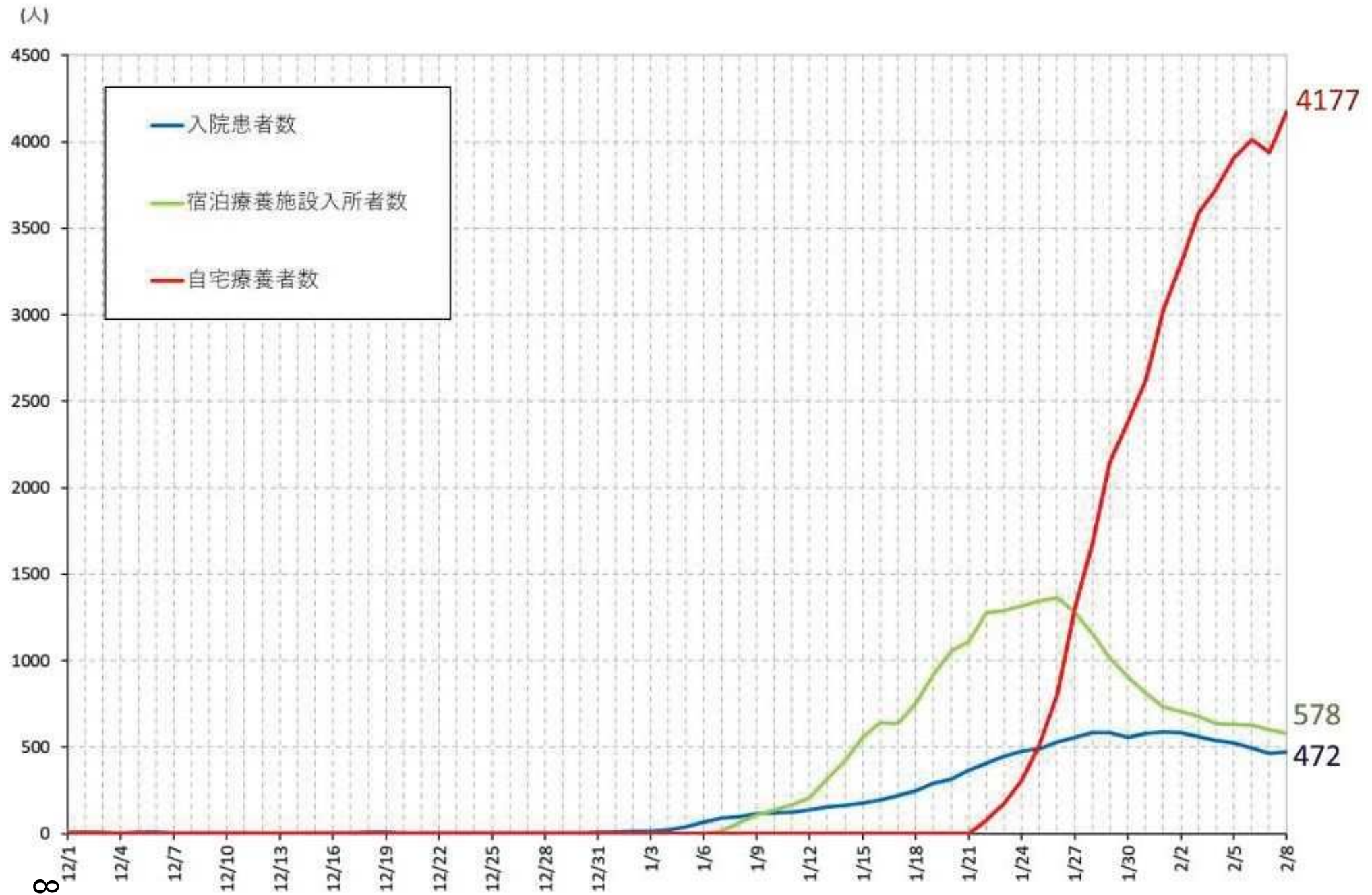


感染状況の分析 陽性者の年齢構成

10歳未満、60代以上の割合が増加傾向



岐阜県の療養者数の推移



自宅療養の状況

(1) 自宅療養者数の推移

	1/22(土)	1/23(日)	1/24(月)	1/25(火)	1/26(水)	1/27(木)	1/28(金)
新規	74	97	138	221	295	526	431
現在数	74	171	309	519	801	1,297	1,672
新規感染者数	539	503	414	816	757	690	886

	1/29(土)	1/30(日)	1/31(月)	2/1(火)	2/2(水)	2/3(木)	2/4(金)
新規	560	435	413	705	610	644	653
現在数	2,148	2,386	2,618	3,027	3,296	3,587	3,727
新規感染者数	815	707	494	1,049	882	923	941

	2/5(土)	2/6(日)	2/7(月)	2/8(火)
新規	674	617	428	732
現在数	3,904	4,015	3,937	4,177
新規感染者数	937	725	561	1,011

(2) 2/8(火) 自宅療養者数（現在数）の内訳

○圏域別

岐阜	1,733
西濃	656
中濃	1,057
東濃	633
飛騨	98
合計	4,177

○年代別

10歳未満	886
10代	710
20代	748
30代	799
40代	746
50代	135
60代以上	153
合計	4,177

(3) 医療提供の状況 (2/8(火) 現在)

- 医療提供の実績 404件 ※チームが医療機関へつないだ件数
 (内訳) 救急搬送 1件/電話等診察 209件/往診 8件/
 外来 14件/薬剤配送 169件/訪問看護 3件
- 入院への移行 12件

市町村別の感染状況（2月8日公表分まで）

市町村	人口	陽性者数					
		累計	12/27以降 (12/27～2/8)	直近一週間（2/2～2/8）			
					順位	人口10万対	順位
岐阜市	402,557人	8,353人	3,783人	1,400人	1	347.78	10
大垣市	158,286人	3,087人	1,370人	418人	4	264.08	27
高山市	84,419人	878人	536人	78人	19	92.40	40
多治見市	106,732人	1,804人	820人	299人	5	280.14	23
関市	85,283人	1,289人	650人	190人	10	222.79	31
中津川市	76,570人	815人	276人	80人	17	104.48	39
美濃市	19,247人	291人	139人	61人	25	316.93	16
瑞浪市	37,150人	721人	431人	193人	9	519.52	3
羽島市	65,649人	1,217人	688人	224人	7	341.21	12
恵那市	47,774人	506人	259人	78人	19	163.27	36
美濃加茂市	56,689人	1,879人	895人	286人	6	504.51	4
土岐市	55,348人	1,082人	502人	197人	8	355.93	8
各務原市	144,521人	2,836人	1,383人	482人	2	333.52	13
可児市	99,968人	2,660人	1,197人	460人	3	460.15	5
山県市	25,280人	392人	188人	87人	15	344.15	11
瑞穂市	56,388人	1,247人	567人	185人	11	328.08	15
飛騨市	22,538人	71人	31人	5人	40	22.18	42
本巣市	32,928人	499人	224人	95人	13	288.51	22
郡上市	38,997人	286人	165人	71人	23	182.07	34
下呂市	30,428人	229人	134人	33人	31	108.45	38
海津市	32,735人	507人	271人	87人	15	265.77	26
岐南町	25,881人	639人	322人	100人	12	386.38	7
笠松町	22,208人	497人	217人	92人	14	414.27	6
養老町	26,882人	473人	243人	78人	19	290.16	21
垂井町	26,402人	359人	176人	77人	22	291.64	20
関ヶ原町	6,610人	78人	30人	15人	38	226.93	29
神戸町	18,585人	255人	100人	26人	33	139.90	37
輪之内町	9,654人	138人	77人	29人	32	300.39	19
安八町	14,355人	328人	186人	80人	17	557.30	2
揖斐川町	19,529人	268人	157人	59人	26	302.11	18
大野町	22,041人	214人	100人	59人	26	267.68	25
池田町	23,360人	287人	173人	71人	23	303.94	17
北方町	18,139人	366人	151人	40人	29	220.52	32
坂祝町	8,071人	153人	56人	18人	37	223.02	30
富加町	5,626人	70人	43人	20人	35	355.49	9
川辺町	9,860人	146人	61人	26人	33	263.69	28
七宗町	3,402人	28人	8人	3人	42	88.18	41
八百津町	10,195人	159人	44人	20人	35	196.17	33
白川町	7,412人	61人	33人	13人	39	175.39	35
東白川村	2,016人	67人	58人	38人	30	1,884.92	1
御嵩町	17,516人	306人	160人	48人	28	274.04	24
白川村	1,511人	8人	6人	5人	40	330.91	14
県外その他		467人	171人	54人			
岐阜県 計	1,978,742人	36,016人	17,081人	5,980人		302.21	

※ 順位：陽性者数・人口10万対の多い順

※ 人口：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計」（R2.10.1時点）

直近の国のルールの変更点

1 濃厚接触者の待機期間(1月5日国通知、1月28日改正、2月2日改正)

今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、以下の対応が可能。

- ・陽性者との接触等から原則7日間（8日目に解除）
- ・陽性者の同居家族等については、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間
- ・社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）は、2日にわたる検査を組み合わせて、5日目に解除

※ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

2 無症状者(無症状病原体保有者)の療養解除期間 (1月5日国通知、1月28日改定)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合、療養解除

※ただし、1の濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

3 重症化の恐れが低くなった患者の早期退院(2月8日国通知)

入院日を0日目とし、4日目を以降で酸素投与が必要な状態（中等症Ⅱ以上）の悪化がない患者は「重症化の恐れが低くなった」と見なし、転院したり、療養場所を自宅や宿泊施設に移したりすることを積極的に推奨。（ただし、高齢者については慎重に判断）

※ 療養解除基準（無症状者7日間、それ以外は10日間）は変えないまま、自宅療養などへ療養場所を変更する判断の目安を示したもの。

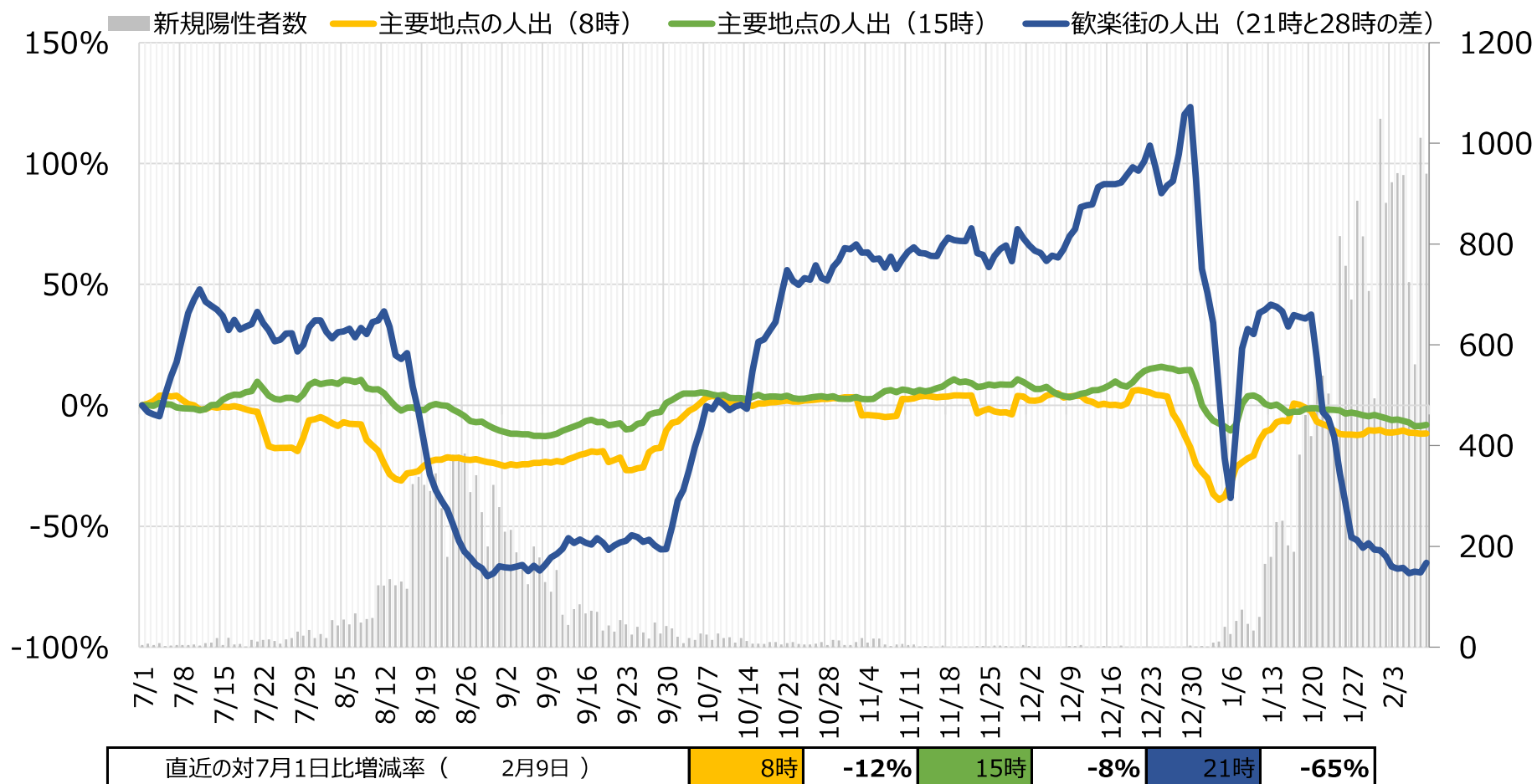
4 外来診療の対応(1月24日国通知、1月28日一部改正)

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。
 - (1) 発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけ、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行う。
 - (2) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を行う。

2. 地域において外来医療のひっ迫が想定される場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。

- (1) 症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方について、
自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受ける（※IT 活用を想定）。

岐阜県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、2月10日時点）



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：岐阜駅、歓楽街：岐阜柳ヶ瀬通り）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

主要地点・歓楽街の人出

	主要地点（岐阜駅）の人出 （8 時）	主要地点（岐阜駅）の人出 （15 時）	歓楽街（岐阜柳ヶ瀬通り）の人出 （21 時と 28 時の差）
令和 3 年 7 月 1 日（木）	0（起点）		
}			
令和 4 年 1 月 20 日（木）	▲2.4%	▲1.2%	+37.5%
}	6.2 ポイント減少 （6.4 %減少）	0.6 ポイント減少 （0.6 %減少）	43.0 ポイント減少 （31.3 %減少）
令和 4 年 1 月 23 日（日）	▲8.6%	▲1.8%	▲5.5%
}	9.2 ポイント減少 （9.4 %減少）	6.9 ポイント減少 （7.0 %減少）	102.7 ポイント減少 （74.7 %減少）
令和 4 年 2 月 9 日（水）	▲11.6%	▲8.1%	▲65.2%

モバイル空間統計 R データ提供元：（株）NTT ドコモ、（株）ドコモ・インサイトマーケティング

※ 「モバイル空間統計 R」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。

飲食店への営業時間短縮要請の応諾率

- 2月8日(火)の実施状況は99.2%
- 時短要請に応じていない店舗は66店舗
- その内、約5割が居酒屋で、約2割が接待を伴う飲食店
- 前回の緊急事態措置時と比較すると、8店舗の減
(74店舗→66店舗)

	確認店舗数 (A)	時短実施 店舗数(B)	(A - B)	対応率 (B / A)	9月1日時点 対応率※
県内 全市町村	8,585	8,519	66	99.2%	99.1%

※前回緊急事態措置として全県で実施した時点

社会・経済活動への影響について（学校、福祉施設等）

学校、幼稚園、保育園の休校・休園状況（2/10 時点）

施設種別	全施設数	休園／休校	一部休園／ 学級・学年閉鎖
保育所等	486	16	32
認可外保育施設※ ¹	254	2	0
放課後児童クラブ	568	6	0
公立幼稚園	61	2	4
公立小中学校	538	5	89※ ²
公立高校・特支	88	0	15※ ²
私立幼稚園	89	1	6
私立小中学校	11	0	0
私立高等学校	20	0	3
合計	2,115	32 (1.5%)	149 (7.0%)
		181 (8.5%)	

※¹ 認可外保育施設については、回答率 53.9%

※² 学年閉鎖、学級閉鎖を同時に実施している学校数は1校とカウント

《参考》公立学校の休校・休園状況 全国比較

時点	種別	全施設数	休園／休校	一部休園／ 学級・学年閉鎖
1/26	全国	35,433	1,114 (3.1%)	4,727 (13.3%)
	岐阜県	687	8 (1.2%)	90 (13.1%)
2/10	岐阜県	687	7 (1.0%)	108 (15.7%)

高齢者施設、障がい者施設の休業状況（2/10 時点）

施設種別		全施設数	休業施設数
高齢者施設	入所	189	0
	通所介護	379	11
	通所リハビリテーション	57	1
障がい者施設	入所	145	0
	通所	345	0
障がい児施設	入所	2	0
	通所	251	1
合計		1,368	13(1.0%)

※ 県所管の施設のみで、岐阜市内の施設を除く

まん延防止等重点措置の延長を受けて

令和4年2月10日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和4年2月14日から3月6日まで

本県では、1月21日から2月13日までの間、「まん延防止等重点措置区域」の指定を受け、最大限の危機感を持って、最大限の感染防止対策に取り組んできました。

この結果、1月中旬は5倍を超えていた新規陽性者数7日間合計の前週比は、まん延防止等重点措置を開始した1月21日には3倍程度になり、本日時点では「1.05」まで改善し、感染拡大の勢いは着実に鈍化しているものの、減少傾向を表す「1」を下回るまでには至っておらず、このまま新規陽性者が高止まりすることも懸念されます。

また、感染が徐々に重症化リスクの高い高齢者へと拡大し、重症者、死亡者が増加し、病床ひっ迫など医療提供体制への負担が増大しつつあります。

さらに、医療機関、福祉施設、保育施設及び学校などでの感染が拡大し、施設の全部あるいは一部において機能停止に追い込まれる事例が発生しております。加えて感染が同居家族に広がったり、家族が濃厚接触者となったりして欠勤せざるを得ない状況となり、様々な職場で支障を来す例も見られます。

このように、大変厳しい状況の下、本日、政府は、本県を含む13都県のまん延防止等重点措置の期間について、3月6日までの延長を決定しました。このため、本県としては、『第6波』非常事態宣言を以下のとおり強化し、対策を徹底してまいります。

県民・事業者の皆様におかれましても、ご自身はもとより社会全体を守るために、基本的な感染防止対策の徹底を継続していただくなど、引き続き「オール岐阜」での感染拡大防止にご協力願います。

対策の主なポイント

(1) まん延防止等重点措置の延長 (2/14～3/6)

移動：不要不急の都道府県間の移動は極力回避

飲食：自宅含め、普段会わない人との会食回避、大人数・長時間の飲食回避

時短：飲食店等への営業時間の短縮及び酒類提供停止要請

大規模集客施設：入場管理の要請

(2) 現行対策への追加対策

○ 学校・福祉施設・保育所等における対策の確認・強化

- ・特に感染リスクが高い、部活動、合唱・管楽器演奏、調理実習等の原則中止〔小中学校、高校、大学〕
- ・職員に対する予防的検査の実施〔福祉施設、小学校、幼稚園、保育所等〕
- ・入所者と通所利用者の交流制限〔福祉施設〕
- ・BCP策定支援（ひな型の配布、動画や助言による策定支援）
- ・専門家による感染防止対策の職員研修徹底

○ 市町村との連携強化（1月末～）

- ・ワクチン追加接種の加速化（接種券の更なる早期発送）
- ・市町村における自宅療養者支援体制の構築
- ・市町村有施設における原則20時以降閉館の徹底

○ 企業活動のBCP策定を加速（1月末～）

- ・BCP策定支援（簡易版基本モデルの公表、セミナーの開催）

○ 医療・検査体制（1月末～）

- ・自宅療養者支援チームの機動的な拡充
- ・簡易版のしおりによる自宅療養の備えなどに関する幅広い周知徹底
- ・市町村職員の派遣による保健所支援
- ・ベストミックスによるワクチン追加接種の加速
（市町村接種、大規模接種、職域接種）
- ・検査業務等の委託によるドライブスルー検査体制の拡充（岐阜市 2/10～）

○ 経済支援

- ・岐阜県オミクロン株対策特別支援金
（売上が15%以上減の事業者が対象、2/22 受付開始予定）

対策の詳細

(文中の下線部分は、追加・強化部分となります。)

1 感染拡大の防止

(1) 感染防止対策の徹底・継続

①基本的な感染防止対策の継続

- ・ オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続。

- マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
- 体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）

- ・ 感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。

- 飲酒を伴う懇親会等（注意力が低下する、大声になりやすい）
- 大人数や長時間に及ぶ飲食（2次会・3次会、深夜のはしご酒等）
- マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
- 狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分には要注意）
- 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等には要注意）

②移動

- ・ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避。やむなく移動する場合は極力日帰りを推奨。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。【法第24条第9項】

③飲食

- ・ 20時以降、飲食店にみだりに出入りしない。【法第31条の6第2項】
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに。会話はマスク着用。）を徹底。【法第24条第9項】

- ・ 自宅含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ大人数・長時間の飲食を避ける（４人まで、２時間以内が目安）。
- ・ 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食を回避。
【法第 24 条第 9 項】
- ・ 飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況に係る見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取消しを実施。

（２）営業時間短縮、入場者の管理等の要請

- ・ 飲食店等に対し、以下のとおり営業時間の短縮及び酒類提供の停止を要請。
【法第 31 条の 6 第 1 項】

対象業種	飲 食 店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 ※宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場等は飲食店と同様の扱い。 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。
対象エリア	全 4 2 市町村
対象期間	1 月 2 1 日（金）から 2 月 1 3 日（日）まで（2 4 日間）
<u>期間延長</u>	<u>2 月 1 4 日（月）から 3 月 6 日（日）まで（2 1 日間）</u>
要請内容	・ 5 時～2 0 時までの営業時間短縮 ・ 酒類の提供（利用者による持ち込みを含む）を行わないこと（終日） ・ 同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食は避ける【法第 24 条第 9 項】 ※ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の緩和は行わない。
協 力 金	・ 全期間要請に応じた場合のみ、1 店舗 1 日あたり以下の協力金を支給。 ・ ただし、1 月 2 2 日（土）及び 2 3 日（日）からの開始についても認める。 中小企業：3 万円～1 0 万円 大 企 業：1 日あたりの売上高の減少額×0. 4（上限 2 0 万円） （中小企業も選択可）
過料	最大 2 0 万円

- ・ 要請に応じない飲食店等に対し、特措法に基づく命令・過料(最大 2 0 万円)の手続きを進める。

- ・ 1,000 m²超の大規模な集客施設（生活必需物資・サービスの提供施設を除く）に対し、以下のとおり入場管理等を要請。【法31条の6第1項】

大規模施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・ 入場をする者の管理等 ※ 入場者の管理等とは、「入場者が密集しないよう管理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含む。 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バレーボール練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

【入場管理等の具体例】

- ・ 混雑状況を見える化してスマートフォンアプリ等で公開
- ・ 館内混雑時は、入場口を制限しフロア全体で入場者をコントロール
- ・ 催し物の開催時には、混雑しないよう「通路幅」「出店者数」等を設定

(3) イベント・公的施設

- ・ イベント等の参加人数の上限を2万人に制限。【法第24条第9項】
※ 参加人数が5千人超の場合は、感染防止安全計画を作成し、県に提出すること
(詳細は県公式ホームページを参照)
- ・ 参加人数が千人以上又は全国的なイベントに対し、県の事前相談制度を導入。
- ・ 県、指定管理者主催のイベント・講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催。
※ チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催
※ プロスポーツは、各団体のガイドラインを遵守した上で開催
- ・ 県有施設については、屋内外問わず原則20時以降閉館。
- ・ 上記のイベント、県有施設の対応について、市町村に対しても、地域の実情に合わせ、同様の取組みを要請。

(4) 福祉施設、学校等における感染防止対策の徹底

①福祉施設

- ・ 専門家による速やかな個別指導やガウン・マスク・手袋等のPPEの迅速な供給など、施設で感染確認された初期段階でのプッシュ型支援を徹底。
- ・ 職員の体調チェックや体調不良時の出勤停止、通所利用者と入所者間の交流制限など、施設外からの感染持込みに対する水際対策の再徹底。
- ・ 高齢者・障がい者の入所施設、通所等サービス事業所の従事者に対して、定期的な予防的検査を実施（1月26日受付開始）。
- ・ 高齢者・障がい者施設に対して、BCP策定に向けた研修動画を配信し施設での策定を支援。

②学校等

- ・ 学級で1人陽性が判明した場合、速やかに学級を閉鎖。学級閉鎖が学年に複数発生した場合は学年閉鎖。学年閉鎖が複数発生した場合は臨時休校。
- ・ ワクチン接種の対象外である12歳未満の子どもを預かる小学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員に対して、予防的検査を実施（2月7日受付開始）。
- ・ 幼稚園・保育所等において、オミクロン株の特性を踏まえ、発育状況等からマスク着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的にマスク着用を推奨（満2歳未満児には推奨しない）。

[小中学校、高校、大学]

- ・ 部活動の原則中止（全国規模の大会やそれにつながる大会を控えている場合を除く）。
- ・ 近距離で行う「対面形式のグループワーク」、「一斉に大きな声で話す活動」、「合唱及び管楽器演奏」、「調理実習」、「密集する運動」、「組み合わせや接触する運動」など特に感染リスクが高い活動の中止。
- ・ 幼稚園・保育所等から大学等高等教育機関まで、専門家監修による感染防止対策動画による職員研修を実施。
- ・ 幼稚園・保育所等から大学等高等教育機関まで、新型コロナウイルス感染症発生時におけるBCP策定例（ひな型）の配布、助言等により策定を支援。

（５）BCP（事業継続計画）の徹底

- ・ 病院、福祉施設、学校をはじめ、公共交通、電力等のインフラ関係を含むあらゆる事業所で、組織内感染やクラスター発生等により、大幅に事業活動が低下することを想定したBCPを再確認（未策定の場合は、早急に策定）。
- ・ 企業等の速やかなBCP策定に向け、県HPで新型コロナウイルス感染症対応BCP「簡易版基本モデル（感染拡大期）」を公表するとともに、策定支援セミナーを開催。
- ・ 高齢者・障がい者施設、教育機関、保育所等に対しては、BCP策定例（ひな型）の配布、研修動画の配信や助言等により策定を支援。【再掲】
- ・ 業界団体毎に、想定出勤率などBCPの数値目標を設定し、点検を徹底。
- ・ 県・市町村のBCPをオミクロン株の特性に応じ見直し。
- ・ 事業所ごとに「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底。
- ・ 業種別ガイドラインの遵守。【法第24条第9項】
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数を削減するとともに、時差出勤、自転車通勤等により、人との接触機会を低減。
- ・ 社会機能維持に必要な事業の従事者については、事業者による検査の陰性確認により、濃厚接触者としての待機時間を6～7日から5日に短縮。

2 医療・検査体制の強化

(1) 感染拡大に対応する体制強化

①新規感染者 1,000 人規模に対応する自宅療養者支援体制の強化

- ・ 県、岐阜市、看護協会による「自宅療養者支援チーム」について、76 人から 100 人体制に増強し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施。今後も自宅療養者増に応じ機動的に増強。
- ・ 業務がひっ迫する保健所へ市町村職員を派遣。自宅療養者支援を中心とした業務に従事。
- ・ 全市町村において自宅療養者支援体制を整備済み。県と市町村との連携による安否確認や生活物資の配送（運送業者ひっ迫時）を実施するほか、状況に応じ市町村独自支援を検討、実施。
 - ※ 独自支援の取組み事例：食料品・オムツ等日用品の提供、買い物代行、相談窓口設置
- ・ 自宅療養者の症状悪化時には、医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、薬剤師会と連携し、適切な医療を提供。
- ・ 協力医療機関の拡充（286 機関→326 機関、今後さらに拡充）、オンライン入力による健康観察の効率化など、支援体制を強化。

②非常時入院調整システム

- ・ 病床がひっ迫し、本来入院すべき患者が入院できない状況となった場合に救急医療を専門とする医師（「メディカルコントロール医師」を指名）による入院調整「非常時入院調整システム」を実施。
- ・ 運用開始の判断から 3 日以内に運用を開始。

<病床ひっ迫時の対応>

- 1 宿泊療養施設の入所条件を緩和。
- 2 更なる病床確保や医師が延期できると判断した一般医療に係る入院・手術等の一時停止による、新型コロナ対応強化の要請を実施。
- 3 上記によってもなお入院すべき患者の病床を確保できない場合には、災害時の対応に準じて、非常時入院調整システムを稼働。

(2) 検査体制の拡充

- ・ 岐阜市において、検査業務等の委託によるドライブスルー検査体制を拡充し、1日あたり100～150人分の検査能力を上乗せ。
- ・ 県、市及び診療・検査医療機関における検査体制として、16,665件／日を確保済み。
- ・ 感染不安を感じる無症状の方が、薬局等において無料検査を受けられる体制を県内全域127カ所整備済み。
※ 有症状者に対する検査を優先させるため、当面は検査回数を制限して実施
- ・ 高齢者・障がい者施設、小学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等において、職員に対する予防的検査を実施。【再掲】

(3) 療養体制（3,000床体制）

- ・ 病床894床、宿泊療養施設1,998床、臨時医療施設40床（最大82床）、合計で最大2,974床を確保（8月末の1,914床と比較し55%増）。
- ・ 病床ひっ迫時の宿泊療養施設への有症状者の入所に備え、常駐看護師の研修や症状悪化時の緊急搬送手順の確認を徹底。

(4) ワクチン追加接種（3回目接種）の加速化

- ・ 希望する医療従事者、高齢者等への接種が2月末までに完了できるよう市町村に対し更なる加速を要請。
- ・ 社会機能維持の観点から、警察、消防、教職員、保育士などのエッセンシャルワーカーへの優先的な前倒しを積極的に推進。
- ・ 更なる前倒しに伴い、接種券の早期発送を改めて徹底。
- ・ 岐阜圏域（岐阜産業会館、2/5～）及び西濃圏域（ソフトピアジャパン ドリームコア、2/6～）において、県大規模接種会場を開設。飛騨圏域についても2月26日に開設予定。
- ・ 職域接種について、2回目接種を実施した全58会場のうち、44会場（76%）が追加接種を実施予定。実施団体の更なる参画に向け、実施要件の緩和を国へ要請。

3 経済支援

①事業復活支援金（国制度）

- ・ 新型コロナの影響を受け、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、過去3年の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者を対象に、国が支援金を給付。
- ・ 給付上限額は、中小法人：最大250万円、個人事業者：最大50万円。

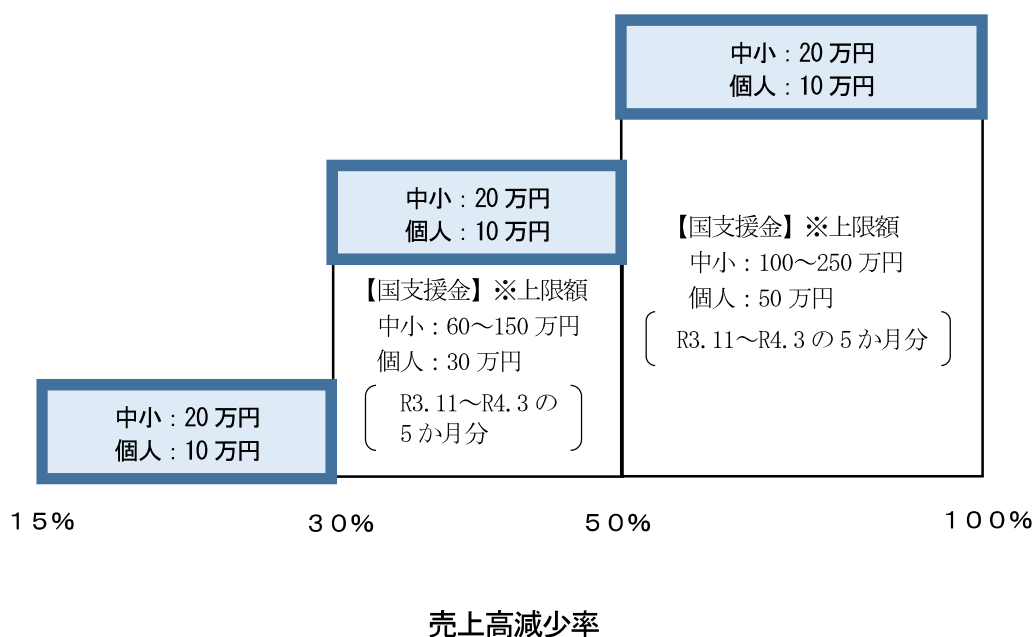
②岐阜県オミクロン株対策特別支援金

- ・ 新型コロナの影響を受け、令和4年1月、2月のいずれかの月の売上高が、過去3年の同じ月の売上高と比較して15%以上減少した中小事業者・個人事業者（時短要請の対象事業者を除く）を対象に、県が支援金を給付。
- ・ 給付額は、中小事業者：20万円（定額）、個人事業者：10万円（定額）
2月22日受付開始予定。

※①②は併用可

<給付額のイメージ>

※岐阜県オミクロン株対策特別支援金は太線囲み部分



4 令和4年度当初予算案におけるコロナ予算の骨格

(1) ウィズ・コロナ ～生命と暮らしを守る～

- 感染拡大防止対策の推進・医療提供体制の確保
- 孤独・孤立対策の推進
- 中小企業等への支援・雇用確保

- ・ 円滑なワクチンの追加接種を推進するとともに、飲食店、社会福祉施設、学校など、クラスターが生じやすい施設等における感染防止対策を更に徹底。
- ・ 十分な検査体制、診療、病床・宿泊療養施設・後方支援病床・臨時医療施設を確保。
- ・ コロナ禍により孤独・孤立を深める生活困窮者、子ども、女性などへの支援や相談体制を充実するとともに、金融支援や再就職の促進等、コロナ禍の影響を大きく受けた中小・小規模事業者、離職者に対する支援を推進。

(2) アフター・コロナ ～未来を創る～

- デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
- 持続可能な社会づくり（SDGs・脱炭素社会）
- 新次元の地域分散・新たな産業の創出

- ・ 岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、デジタル格差の是正を図るとともに、社会経済のあらゆる分野におけるデジタル化を力強く推進。
- ・ 持続可能な社会の推進として、SDGsの達成や2050年の「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入やプラスチック資源循環を促進。
- ・ 新次元の地方分散に向け、ワーケーション（観光地などの休暇先で行うリモートワーク）、サテライトオフィス、データセンター等の誘致、移住定住の促進に取り組むほか、宇宙産業の育成、小規模事業者の業態転換、地場産業や農畜水産物の販路拡大等を推進。

ワクチン追加接種の状況 (2月9日時点)

追加接種 (12月～2月接種対象者接種分)

接種対象者数 ^{※1}	接種実績	接種率
668,629 人	202,770 人	30.3%

※1 厚生労働省公表資料から算出 (以下同じ)

内訳

○医療従事者等接種分

接種対象者数 ^{※2}	接種実績	接種率
98,051 人	71,774 人	73.2%

※2 高齢者施設等従事者を含む

○高齢者接種分

接種対象者数	接種実績	接種率
536,433 人	121,116 人	22.6%

○一般接種分

接種対象者数	接種実績	接種率
34,145 人	9,880 人	28.9%

都道府県別 追加（3回目）接種率

2月9日時点

	対象者（12月～2月）				参考：総人口（令和3年1月1日時点）		
	対象者 （万人）	接種回数 （回）	接種率	順位	総人口 （人）	接種率	順位
全国	3,745	9,970,283	26.6%	-	126,645,025	7.9%	-
北海道	161	362,368	22.5%	37	5,226,603	6.9%	37
青森県	44	83,284	18.9%	44	1,259,615	6.6%	44
岩手県	40	90,896	22.7%	36	1,220,823	7.4%	32
宮城県	70	196,266	28.0%	14	2,281,989	8.6%	19
秋田県	37	53,545	14.5%	47	971,288	5.5%	47
山形県	39	72,792	18.7%	45	1,069,562	6.8%	41
福島県	62	154,471	24.9%	26	1,862,059	8.3%	22
茨城県	85	277,990	32.7%	5	2,907,675	9.6%	7
栃木県	53	165,163	31.2%	8	1,955,401	8.4%	20
群馬県	60	175,625	29.3%	11	1,958,101	9.0%	14
埼玉県	194	544,406	28.1%	13	7,393,799	7.4%	34
千葉県	167	457,904	27.4%	18	6,322,892	7.2%	35
東京都	347	1,111,256	32.0%	6	13,843,329	8.0%	27
神奈川県	242	522,116	21.6%	40	9,220,206	5.7%	46
新潟県	75	133,406	17.8%	46	2,213,174	6.0%	45
富山県	34	92,904	27.3%	20	1,047,674	8.9%	17
石川県	38	100,854	26.5%	21	1,132,656	8.9%	16
福井県	26	61,504	23.7%	32	774,583	7.9%	28
山梨県	26	74,950	28.8%	12	820,997	9.1%	12
長野県	67	139,967	20.9%	43	2,071,737	6.8%	43
岐阜県	67	202,770	30.3%	9	2,016,791	10.1%	4
静岡県	107	264,190	24.7%	27	3,686,260	7.2%	36
愛知県	199	704,960	35.4%	3	7,558,802	9.3%	10
三重県	56	124,408	22.2%	38	1,800,557	6.9%	38
滋賀県	40	105,095	26.3%	23	1,418,843	7.4%	33
京都府	79	171,479	21.7%	39	2,530,542	6.8%	42
大阪府	250	608,518	24.3%	28	8,839,511	6.9%	39
兵庫県	169	430,850	25.5%	25	5,523,625	7.8%	29
奈良県	46	110,820	24.1%	30	1,344,739	8.2%	23
和歌山県	34	93,968	27.6%	17	944,432	9.9%	5
鳥取県	19	52,054	27.4%	19	556,788	9.3%	9
島根県	22	60,836	27.7%	16	672,815	9.0%	13
岡山県	61	239,388	39.2%	1	1,893,791	12.6%	2
広島県	84	264,713	31.5%	7	2,812,433	9.4%	8
山口県	51	153,198	30.0%	10	1,356,110	11.3%	3
徳島県	28	64,937	23.2%	35	734,949	8.8%	18
香川県	31	66,360	21.4%	41	973,896	6.8%	40
愛媛県	48	101,368	21.1%	42	1,356,219	7.5%	31
高知県	26	67,255	25.9%	24	701,167	9.6%	6
福岡県	161	390,975	24.3%	29	5,124,170	7.6%	30
佐賀県	29	107,085	36.9%	2	818,222	13.1%	1
長崎県	46	108,338	23.6%	33	1,335,938	8.1%	25
熊本県	63	147,349	23.4%	34	1,758,645	8.4%	21
大分県	39	93,531	24.0%	31	1,141,741	8.2%	24
宮崎県	36	99,660	27.7%	15	1,087,241	9.2%	11
鹿児島県	55	144,609	26.3%	22	1,617,517	8.9%	15
沖縄県	35	119,902	34.3%	4	1,485,118	8.1%	26

出典：首相官邸・厚生労働省公表資料を基に県作成

(写)

令和4年1月31日

各市町村ワクチン接種担当課長 様

岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

新型コロナワクチン追加接種（3回目）の更なる加速について

日頃より新型コロナワクチン接種に関し格別のご理解・ご尽力いただき御礼申し上げます。

希望する高齢者等への追加接種については、2月末までの接種完了を目指し、接種会場や医療従事者の確保、接種券の早期発送等に取り組んでいただいているところです。

一方で、オミクロン株が流行し、新規感染者数が急拡大している状況下においては、感染防止及び重症化防止に加え、社会機能の維持のためには、高齢者はもとより、基礎疾患を有する者やエッセンシャルワーカー等への積極的なワクチン接種が必要です。

このため、各市町村におかれては、2月末までの高齢者等への接種完了に向け、引き続き対象者への接種を推進いただくとともに、モデルナ会場はじめ接種会場の予約状況に空きがある場合には、予約枠を縮小することなく、基礎疾患を有する者やエッセンシャルワーカー等への優先的な前倒しに活用し、積極的に接種を進めていただきますようお願いします。

貴市町村において確保された医療資源を最大限活用する観点からも、上記対応について重ねてお願い致します。

なお、エッセンシャルワーカーについては、令和3年6月8日付「今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について（通知）」を踏まえ、地域の実情に応じて適宜柔軟にご検討ください。

担 当	感染症対策推進課 ワクチン接種対策室		
管理監	川田	係 長	柴田
電 話	058-272-8208		
F A X	058-278-3589		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		

(写)

令和4年2月3日

各市町村ワクチン接種担当課長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

追加接種の速やかな実施のための接種券の更なる早期発送について

日頃より新型コロナワクチン接種に関し格別のご理解・ご尽力いただき御礼申し上げます。

希望する高齢者等への追加接種については、2月末までの接種完了を目指し、接種会場や医療従事者の確保、接種券の早期発送等に取り組んでいただいているところです。

一方で、オミクロン株の流行により、新規感染者数が急拡大している状況においては、基礎疾患を有する者やエッセンシャルワーカー等への積極的なワクチン接種も必要であることから、令和4年1月31日付け事務連絡にて、予約状況に空きがある場合には、予約枠を縮小することなく、こうした方々への優先的な前倒し接種を進めていただくようお願いしたところです。

また、国においても、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付厚生労働省事務連絡）において、64歳以下の者への接種について、接種間隔の6カ月への前倒しが認められたことから、今後は、高齢者接種の推進とともに、予約枠に空きがあれば、64歳以下の一般住民への接種を積極的に推進いただくことが必要となります。加えて、職域による追加接種についても、3月以降本格化していくことから、その円滑な実施の前提として、接種券の早期発送が強く求められます。

各市町村におかれましては、すでに各種対策を講じておられることとは存じますが、これらの趣旨をご賢察の上、初回接種から6カ月を経過した者へ接種券が確実に届くよう、更なる早期発送について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、接種券の発送状況については、後日、把握させていただく予定としておりますのでご了承ください。

担 当	感染症対策推進課 ワクチン接種対策室		
管理監	川田	係 長	柴田
電 話	058-272-8208		
F A X	058-278-3589		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		

県大規模接種会場の開設（追加接種）について

1 目的

「新型コロナウイルスの追加接種（3回目）の当面の方針」に則り、市町村接種、職域接種に加え、特に都市部における接種を補完する体制として、県大規模接種会場を設置する。

2 対象予定者

- ① 初回接種を県大規模接種会場で受けた者
- ② 市町村接種枠により接種を希望する者

3 開設日

岐阜圏域：2月5日（土）、西濃圏域：2月6日（日）
飛騨圏域：2月26日（土）予定

4 設置場所及び接種計画（2月・3月分）

圏域	設置場所	接種計画	内 訳		
岐阜	岐阜産業会館	14,700人	2月 (毎土日、 23、24、25)	8,700人	・市町村接種枠 (岐阜市、各務原市など)
			3月 (※)	6,000人	・警察職員 ・県教職員 ・医療系学生
西濃	ソフトピア ジャパン ドリーム コア	10,800人	2月 (6、12、13、 19、20)	5,400人	・市町村接種枠 (大垣市)
			3月 (※)	5,400人	・警察職員 ・県教職員
飛騨	飛騨・世界 生活文化 センター	調整中	2月 (26、27)	1,300人	・市町村接種枠 (高山市など)
			3月 (※)	調整中	・警察職員 ・県教職員

※ 3月分の市町村接種枠は接種状況等を踏まえ、改めて検討。

5 使用するワクチン

武田／モデルナ社ワクチン

職域接種の実施意向について（２月９日時点）

職域接種を実施した全５８会場の運営団体に対し、追加接種（３回目接種）の実施意向を調査

＜厚生労働省事務連絡（２月１日付け及び２月２日付け）の概要＞

○実施要件の緩和

１会場あたり接種予定人数：１，０００人以上 → ５００人以上

○中小企業団体等への財政支援額の拡充

接種１回あたり上限額：１，０００円 → １，５００円

（１）追加接種実施意向

実施する	44	会場
実施しない	9	会場
検討中	5	会場

（２）接種規模別の会場数

接種人数	会場数
～1,999人	36
2,000～2,999人	3
3,000～4,999人	3
5,000人～※	2
合計	44

※内訳：約6,000人が１件、約7,000人が１件

（３）開始予定時期別

開始予定時期	会場数	接種予定者数
３月前半	26	49,453
３月後半	2	3,282
４月前半	2	2,353
４月後半	5	4,833
５月前半	9	9,001
合計	44	68,922

接種費用
無料
(全額公費)

追加(3回目)接種に使用するワクチン についてのお知らせ

**武田/モデルナ社のワクチンも
3回目の接種に使用できるようになりました**



◎ **接種の対象** 2回目のワクチン接種を終了した18歳以上の方

◎ **使用するワクチン**

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は1・2回目の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は**半量**になります。

◎ **3回目の接種の安全性と効果**

安全性

ファイザー社及び武田/モデルナ社の薬事承認において、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンにおいても、一部の症状の出現率に差があるものの、おおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

発現割合	ファイザー社(2回目→3回目接種後の症状)	武田/モデルナ社(2回目→3回目接種後の症状)
50%以上	疼痛(78.3→83.0%)、疲労(59.4→63.7%)	疼痛(88.3→83.8%)、 疲労 (65.4→58.7%) 頭痛(58.8→55.1%)
10 - 50%	頭痛 (54.0→48.4%)、 筋肉痛 (39.3→39.1%) 悪寒 (37.8→29.1%)、 関節痛 (23.8→25.3%)	筋肉痛 (58.1→49.1%)、 関節痛 (42.9→41.3%) 悪寒 (44.3→35.3%)、 リンパ節症 (14.2→20.4%)
1 - 10%	38度以上の発熱 (16.4→8.7%) 腫脹 (6.8→8.0%)、 発赤 (5.6→5.9%) リンパ節症 (※)(0.4→5.2%)	38度以上の発熱 (15.5→6.6%) 腫脹・硬結 (12.3→5.4%) 紅斑・発赤 (8.7→4.8%)

(注) 対象/人数：ファイザー2回目 16～55歳/2,682人、ファイザー3回目 18～55歳/289人、モデルナ2回目 18歳以上/14,691人、モデルナ3回目 18歳以上/167人

(注) 2回目接種と比べた3回目接種での発現割合： 5ポイント以上少ないもの、 5ポイント以上多いもの。

(注) 武田/モデルナ社のワクチンは、1・2回目は100μg、3回目は50μg接種している。

(※) ファイザー社のワクチンのリンパ節症は、接種後1か月以内のデータを記載。

出典：特例承認に係る報告書より

効果

3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

◎ **1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果**

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチン(※)を受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇すること

(※) 武田/モデルナ社ワクチンは、3回目は50μg接種することになっているが、本研究では100μg接種した結果が報告されている。

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー → ファイザー → モデルナ	抗体価は 上昇
ファイザー → ファイザー → ファイザー	

出典：Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

よくあるご質問

Q.武田/モデルナ社のワクチンは副反応が強いと聞いていますが大丈夫ですか。

A.武田/モデルナ社のワクチンにおける3回目接種は、2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

なお、3回目接種に用いる量は、1・2回目接種で用いた量の半量となります。

(注) 接種後の症状のうちリンパ節症は、2回目よりも3回目の方が多く見られます。

出典：特例承認に係る報告書より

Q.ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの効果に差はありますか。

A.1・2回目の接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社のいずれも、2回目接種から約半年後も高い重症化予防効果(※)が維持されています。

ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの1・2回目接種の効果を約半年間比較した観察研究では、武田/モデルナ社のワクチンの方が、感染予防、発症予防、重症化予防(※)の効果が有意に高かったと報告されています。

(※) 重症化予防には入院予防を含む

出典：Rosenberg ES, et al. medRxiv, 2021. / Self WH, et al. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2021. / Dickerman BA, et al. NEJM. December 1, 2021.

Q.3回目接種はどのようにしたら受けられますか。

A.お住まいの市町村から3回目用の接種券等が送付されましたら、ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。



Q.1回目・2回目の接種をまだ受けていませんが、まだ受けられますか。

A.受けられます。公費で受けられる期間は、現在のところ令和4年9月30日までです。この期間であれば、1・2回目接種も無料ですので、ご希望の方はお早めに受けてください。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

感染予防対策
を継続して
いたください
お願いします。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



ワクチン追加接種（3回目接種） 接種計画の進捗状況（2月7日時点）

○12月～2月の接種対象者 約66.8万人（A）

- | | | |
|------------|---|--------|
| ・医療従事者 | } | 9.8万人 |
| ・高齢者施設等従事者 | | |
| ・一般高齢者等 | | 57.0万人 |

※一般高齢者は1月31日付国通知により6カ月へ前倒し

○接種計画

（12月～2月分）

- | | |
|---------------|-----------|
| ・計画者数（2月7日時点） | 57.8万人（B） |
| ・対象者数 | 66.8万人（A） |

計画率：86.5%（B/A）

（うち2月分の計画）

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・2月の計画者数 | 49.0万人（C） |
| ・2月の予約者数（接種済含む） | 38.3万人（D） |

2月予約率：78.2%（D/C）

会場別予約の状況（2月8日～15日）

市町村接種（集団・個別）

<ファイザー会場>

- 概ね100% 35団体（89.7%）
- 75%以上 4団体（10.3%）
- その他 3団体（期間中接種予定なし）

<モデルナ会場>

- 概ね100% 31団体（75.6%）
- 75%以上 4団体（9.8%）
- 50%以上 6団体（14.6%）
- その他 1団体（期間中接種予定なし）

県大規模接種会場（岐阜・西濃）

<モデルナ会場>

- 100%

エッセンシャルワーカーの優先接種の設定状況一覧

2月10日時点

市町村名	教職員	幼稚園教諭・保育士等	消防職員	消防団員	市町村職員	その他 (左記以外の者)
岐阜市	○	○	○		○	
大垣市	○	○	○	○	○	
高山市	○	○	○		○	福祉事業従事者、公共交通従事者
多治見市	○	○	○		○	市内公民館・児童館・子育て支援センター職員、 ごみ収集業務従事者、社会福祉施設等従事者、 通所・居宅・訪問サービス事業所従事者
関市	○	○	○		○	
中津川市	○	○	○		○	介護、障害、児童等、社会福祉施設等の従事者、 公共交通(バス、タクシー)従事者、ごみ収集業務 従事者
美濃市	○	○	○			
瑞浪市	○	○	○	○	○	居宅サービス事業所、訪問系サービス事業所等 の従事者
羽島市	○	○	○	○	○	水防団員、公共交通運転手、ごみし尿収集運搬 処理従事者
恵那市	○	○	○			
美濃加茂市	○	○	○	○	○	
土岐市	○	○	○	○	○	
各務原市	○	○	○	○	○	障がい者等施設従事者
可児市	○	○	○		○	高齢者支援事業者、障害者支援事業者
山県市	○	○	○	○	○	
瑞穂市	○	○	○	○	○	障がい者施設職員、児童養護施設職員
飛騨市	○	○	○	○	○	・子どもと直接接する機会の多い業種の従事者 (放課後児童クラブ、放課後デイサービス、部活 動、スポーツ少年団指導者ほか) ・社会機能の維持に必要な業種の従事者(警察、 環境衛生、冠婚葬祭、公共交通、上下水道、LPガ ス、配送ほか)
本巣市	○	○	○		○	
郡上市	○	○	○		○	
下呂市	○	○	○	○	○	ごみ収集業務従事者、公共交通業務従事者
海津市	○	○	○		○	
岐南町	○	○	○		○	障害者等施設従事者、児童クラブ職員等
笠松町	○	○	○		○	国が速やかな接種を指示する以外の介護・障が い事業所従業員、町民バスの運転手、ごみ収集 業者、給食センター職員、児童クラブ指導員、社 協職員
養老町	○	○	○		○	
垂井町	○	○	○		○	教職員は現在検討中
関ヶ原町	○	○	○		○	
神戸町	○	○	○		○	学童・介護予防事業従事者
輪之内町	○	○	○		○	
安八町	○	○	○		○	
揖斐川町	○	○	○			
大野町	○	○	○	○	○	放課後児童クラブの職員等
池田町	○	○	○	○	○	
北方町	○	○	○	○	○	
坂祝町	○	○	○			
富加町	○	○	○		○	
川辺町	○	○	○	○	○	
七宗町	○	○	○		○	
八百津町	○	○	○		○	介護サービス事業所従事者
白川町	○	○	○	○	○	ごみ収集担当者、福祉サービス担当者
東白川村	○	○	○		○	
御嵩町	○	○	○	○	○	
白川村	○	○	○	○	○	
県計	42	42	42	17	38	

県内大規模商業施設との意見交換会 議事要旨

1 日 時

令和4年2月7日（月） 10:00～10:45

2 出席者

県内大規模商業施設 責任者：9名（8施設）

〔岐阜高島屋、マーサ21、カラフルタウン岐阜、イオンモール各務原、モレラ岐阜、イオンモール大垣、マーゴ、土岐プレミアム・アウトレット〕

3 各施設の取組状況・要望等

【入場管理】

- ・ 感染者の急増に伴い、館内の滞留率は50%未満の状況が続き、入場制限に至らない状況となっている（年末は人出が多かったが、年明け以降は人出を気にするほどお客様が来ない）。
- ・ 「6平方メートルに1人」「施設の換気能力」に基づき人的な滞留をチェックし、混雑状況を見える化して、スマートフォンアプリ等で公開。
- ・ 催し物等を開催する際には、混雑した状況を避けるため、過去の催し物での混雑状況を参考にし「通路幅・出店者数」等を基に設定。
- ・ 館内が混雑する場合には、入場口をエスカレーターのみとするなど、フロア全体で入場者をコントロール。

【事業継続】

- ・ 従業員が感染又は濃厚接触者となり欠勤者が相次ぐ事態となっている。それに伴い、マンパワーが足りず、営業を継続することが困難となる事例があることから、テナントからは、むしろ「休業・時短」要請をしてほしいという声も一部で上がっている。
- ・ 第6波では、独自の防疫プロトコルにおける濃厚接触者の定義を、より厳しい基準に変更（該当する場合は自宅待機）。
第5波：マスク有＋2m以内での15分以上の会話
第6波：マスク有＋1m以内での15分以上の会話

【要望】

- ・ テナントの従業員が感染又は濃厚接触者となった際に、マンパワーが足りず、自主的に「休業・時短」する事例が多々あるため、そういった店舗に対する支援を検討いただきたい。
→国の「事業復活支援金」、県の「岐阜県オミクロン株対策特別支援金」を紹介。
- ・ 市町村から借り受けている土地の借地料の減額対応等について支援いただけるよう、県から市町村に対し働きかけを行っていただきたい。

第16回 岐阜県新型コロナウイルス感染症

教育推進協議会 議事要旨

1 日 時：令和4年2月7日（月） 18:00～19:00

2 出席者：学識経験者・学校関係者等15名

3 議事要旨

【学校での感染防止対策】

- ・ 現在の流行状況はオミクロン株がほとんど。オミクロン株は、病原性は低い、症状は軽いわけではない。登校や出勤が難しいほどの症状。
- ・ 校内での黙食は感染リスクが小さいが、登下校中の飲食や会話等はリスクが高い。学校の管理下で感染対策していれば校内での感染リスクは低い。
- ・ 年度末は受験生のみならず、全ての在校生にとって大切な時期。学年末考査や進級に向けての準備など、しっかりと学習できる環境づくりが重要。
- ・ 感染対策に関する研修動画を全職員でしっかり視聴して、コロナ対策のルールを理解して対応することが必要。
- ・ 2～3歳児のマスクの着用は現実的には難しいため、周りの大人がマスクを着用し、ウイルスを持ち込まないよう対策に努めていくことが必要。

【部活動の休止などさらなる対策】

- ・ クラスターの分析によれば、部活動で感染が広がったというデータがある。特に、屋内で相手と近接しているものは、感染するリスクが高まる。
- ・ さらなる対策強化については、既に着手済みの部分もあるが、2月8日からしっかり実施できるよう、市町村教委でも準備を進めていきたい。

【高校入試の対応】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受け、第一次選抜の本検査や追検査のいずれも受検できなかった場合の救済策の設定に感謝する。
- ・ 私立学校の入試では、実施教科の削減、面接の中止、別室受験などの対応を実施。別室受験の対応では、1教室に1人で対応した学校もあった。

【家庭との連絡】

- ・ 保護者にも感染対策に関するルールや、連絡手段等について、学校の方針をきちんと周知することが大切。
- ・ 保護者の中には仕事を休んで子供の世話をしないといけない人もいる。早めに調査し、無症状であれば、早めに登校させることもできる。学校では、陽性者が出たら速やかに閉鎖し、保護者にもその旨連絡しているが、それ以降も折々に保護者に連絡することが不安の軽減につながる。

【ワクチン接種】

- ・ 教職員は接種の意義を理解いただき接種に臨んで欲しい。また、小中学生のワクチンによる副反応の出現率は高校生以上と同等。

岐阜県と県内大学等高等教育機関との意見交換会 議事要旨

1 日 時：令和 4 年 2 月 8 日（火） 14：30～15：10

2 出席者：県内大学等高等教育機関全 26 機関の管理責任者

3 各機関の取組状況・要望等

【対策の強化】

- ・ 部活動は高校に準じて休止を原則に対応する。（オンラインにできない）医療・福祉系の実習も慎重に対策を講じながら進めていく。（A 大学）
- ・ 部活動中止は、オールジャパンの他校と戦う中、悩ましいがやむを得ない。（B 大学）
- ・ 移動を伴う実習を制御し、課外活動も停止。今後は入試に向け対策を強化。（C 大学）

【感染拡大による影響】

- ・ 附属病院において、看護師が子ども（濃厚接触者や学級閉鎖）が理由で出勤できない状況があった。また、コロナの患者対応や保健所の窓口対応をしていた事務課長が感染。代替りの職員が対応できるように業務を分散化させておく必要があると痛感。（B 大学）
- ・ 職員の欠勤による事務局（学内）での大きな影響はない。（C 大学）

【要望】

- ・ 部活動の大会では練習量の差が不利になるため、県内や愛知県の大学にも横並びの対応をお願いしたい。またスポーツでトップレベルの学校が県内には多い。このため、対策を講じた上での個人の自主練を認めていただきたい。（A 大学）
- ・ 県から協力要請があれば学生に説明しやすい。強い指導力で発信していただきたい。（B 大学） → 文書にて改めて要請する旨回答。
- ・ ワクチン接種について、学生の引率をする職員への手当等があればありがたい。（D 大学）
- ・ 県境を越える移動ができない時期に愛知県から通学する学生向けの実習先があればありがたい。（D 大学）
→ 実習は自粛を要請している「不要不急の移動」には該当しない旨回答。
- ・ ワクチン接種について、小中高の教職員を優先的に接種する際、本学の教職員も同様に取り扱っていただきたい。（E 大学）
- ・ 県の様々な部署から通知が来るため読み切れない。隔離期間など肝心なところが分からないため、明確に示していただきたい。（A 大学）
→ 要請文書を送付する際、分かりやすい資料を同封する旨回答。
- ・ BCP が回るようにキーパーソンを配置するなど工夫を。（A 大学）

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策に関する経済・雇用再生会議 議事要旨

1 日 時

令和4年2月8日（火）16：00～17：40

2 出席者

県内経済団体等の代表者17名

3 各業界の経済状況・要望等

【経済の現況】

- ・ 倒産件数は12月で9件、1年を通して100件で、前年の129件から2割減少している。国、県の支援体制が手厚いことが理由。ただ、全国的に1月以降の倒産件数は増加傾向であることから、県内の倒産件数も増加する可能性を危惧している。
- ・ 宿泊業は、多額の借入により廃業を免れているが、コロナの影響により回復が見込めない中、返済が始まる今後、廃業が増えないか懸念している。
- ・ 交通業界の廃業が増えており、土産品業界は9割以上売上が減少している等、従業員の雇用と経営を守ることが困難な状況となっている。
- ・ コロナの影響で大型商業施設に客が流れており、商店街の景気は悪化している。
- ・ 従業員のコロナ感染による生産活動の縮小が生じている。
- ・ 原油高に伴う原材料（燃料費）の高騰、半導体等の不足による製造ラインの停滞により、業績が悪化している。
- ・ 外食産業の需要が減った影響はあるが、その分家庭での消費が進み大きな影響はない。
- ・ オフィスや工場に行かなくても円滑に事業が展開できるのは、テレワークによる働き方改革であり、支援を継続・加速していく。
- ・ アフターコロナを見据えた事業計画の策定や販路開拓に関する相談が増えている。

【事業継続】

- ・ BCP計画策定の意識が低い。セミナー等開催しても、積極的に相談する事業者は少ない。
- ・ BCPの周知やセミナーなどを何度も行っているが、反応が悪く、個人事業主や商店の皆さんは危機管理の意識が薄い。

【要望】

- ・ 安心して働けるように医療体制を盤石なものにしていきたい。
- ・ 要請明けに県民割等を実施していきたい。
- ・ 融資の据置期間が終了し、返済が開始する先への金融支援が必要である。
- ・ 人流を止めずに経済を再生する方針に転換していただきたい。
- ・ 陽性者が職場復帰する際の一定のルールを示してほしい。
- ・ 検査キットの仕入が困難なため、社会復帰の判断が難しくなっている。

新型コロナウイルス感染症で 自宅療養されるみなさまへ

自宅療養のしおり



【第4版】

岐阜県健康福祉部

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2.	自宅療養の準備について・・・・・・・・	P 2
3.	療養期間中の生活について・・・・・・・・	P 4
4.	パルスオキシメーター及び体温計の貸与・返却について・・・	P14
5.	食料品・日用品の配送について・・・・・・・・	P15
6.	自宅療養の終了について・・・・・・・・	P17
7.	自然災害発生時の避難について・・・・・・・・	P19
8.	自宅療養の証明について・・・・・・・・	P21

[添付資料]

- 1) 自宅療養を開始するためのチェックシート
- 2) 自宅療養中の相談窓口一覧
- 3) ご自宅にて療養されている方へ（相談窓口）リーフレット(岐阜県)
- 4) くらしにお悩みのあなたへ 生活困窮者自立相談支援窓口のご案内
- 5) 新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」発行申請書
- 6) 健康記録シート

1 はじめに

このしおりは、新型コロナウイルス感染症の診断を受けられた方のうち、自宅で療養されることになった方にお渡ししています。自宅療養とは、比較的元気な方を対象に、自宅を病院として療養に専念していただくことです。

自宅療養に際してご留意いただきたい点や、健康観察の方法等をまとめていますので、ご一読ください。また、同居するご家族がみえる場合は、ご家族の方にも内容を伝えるようにしてください。

療養期間中は外出を控えていただくなどのご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

『新型コロナウイルスを「正しく恐れる」ことが大切です。』

◎新型コロナウイルス感染症は、

時に人を死に至らしめる危険な病気です。

◎年齢や基礎疾患の有無にかかわらず、

容体が急変して重症化する例もあります。

◎ウイルスはちょっとした隙をついて感染します。

だからこそ、

★毎日、自分自身の体調を記録・管理し、変化に早めに気づくことが大切です。

★自宅から外へ出ないことはもちろん、ご家族とも可能な限り接しないようにし、他人に拡げないことが大切です。

※災害避難、救急搬送、生活支援等のため、県からお住いの市町村に自宅

療養となった方の住所、氏名、連絡先等の個人情報を提供させていただきます

るので、あらかじめご了承ください。(市町村においても秘密は守られ、療養

解除又は入院・入所後は速やかに破棄されます。)

2 自宅療養の準備について

(1) 療養環境の準備

○生活空間

- ・同居される方との接触を最小限に抑えるため、自宅内の**生活空間を完全に分けてください（原則個室）**。

○衛生対応の準備

- ・トイレ・浴室・洗面台等、同居人との共同空間の消毒等に必要な衛生用品（消毒用品、手袋、マスク（サージカルマスクが望ましい。以下、同様。）等）を準備してください。
- ・**タオル、石けん、歯磨き粉等の衛生用品は共用にならないよう、療養者専用分を準備してください。**
- ・**食器、シーツ等**も同様に、**共用にならないよう、療養者専用分を準備してください。**

(2) 薬の準備

- ・**服用中のお薬がある場合**は、療養期間中にお薬が不足することがないよう、余裕をもって**2週間分程度をご準備**ください。
- ・薬が足りなくなりそうな場合は、かかりつけ医に電話で診療を受けたうえで、薬を処方してもらうようお願いします。

(3) 食料品・日用品

- ・ **食料品・日用品**については、**2週間分程度をご準備**ください。
- ・ 希望される方には、7日分相当の食料等を配送する無料サービスがあります。ただし、アレルギーや離乳食等、個々の要望には対応できませんのでご注意ください。
- ・ 配送サービスをご利用されない場合は、ご自身でオンラインショッピング等を利用して、調達いただきますようお願いします。

※詳しくは、「5 食料品・日用品の配送について」(P15)をご覧ください。

3 療養期間中の生活について

(1) 健康状態の報告

- ・毎日3回、午前7時30分、午後2時及び午後7時に、体温計による検温、パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO2）の測定をしていただき、巻末の「健康記録シート」に記入をお願いします。

- ・スマートフォンやパソコンなどを使い、**オンライン入力により、1日1回、健康状態を報告**してください（入力方法は、次ページの「オンライン入力マニュアル」を参照してください。）。

オンライン入力の確認できなかった場合や、症状の出現が認められる場合などは、健康観察のために、県担当看護師より電話をします。

- ・その他、状況等の確認のため、県担当から電話することがあります。

※SMS（ショートメッセージ）の受信が可能な携帯電話、スマートフォンを連絡先としてお申し出いただき、送信について、ご了解いただいた方には、**オンライン入力フォームのURL付きSMS（ショートメッセージ）をお送りします。**なお、このショートメッセージへの返信はできませんので、体調に異変があるなど、県担当看護師へ連絡したいことがございましたら、オンライン入力サイトへ入力、もしくは自宅療養者専用電話相談窓口（**電話番号はご本人にお伝えします**）へお電話くださいますようお願いいたします。

オンライン入力マニュアル

① お手持ちのスマートフォンかパソコンなどから、右のURLの入力又はQRコードの読み取りにより、入力フォームにアクセスしてください。（ご了解いただいた方には、右のURL付きSMSショートメッセージを送付しますので、そちらからアクセスしていただけます。）	入力フォームのアドレス <table><tr><td>URL</td><td>https://logoform.jp/f/mMMBV</td></tr><tr><td>QRコード</td><td></td></tr></table> ※入力フォームへのアクセスにかかるインターネット利用料はご利用者負担となりますので、ご了承ください。	URL	https://logoform.jp/f/mMMBV	QRコード				
URL	https://logoform.jp/f/mMMBV							
QRコード								
② 入力フォームの各項目を入力し、『確認画面へ進む』を押してください。 ※Q3「管理番号（6桁）」は、個人ごとに県から連絡する番号を入力してください。 <table><tr><td>管理番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （県から連絡する番号をメモしてください。）	管理番号							
管理番号								
③ 入力内容を確認し、『送信』を押してください。								
④ 『送信完了』が表示されたら完了です。別の方を続けて入力いただく場合は、『最初の画面に戻る』を押し、①から③を繰り返してください。完了後、『×』ボタン等で閉じてください。								

- ・スマートフォン等のインターネットに接続可能な端末をお持ちでない場合は、**毎日**、健康観察のために、**県担当看護師より電話**をします。体温、血液中の酸素飽和度（SpO2）を含む、体調についてお聞きしますので、ご回答ください。**体調に異変などがある場合は、必ずご報告**ください。

- ・**県からの電話連絡には必ず出るようにしてください。**
- ・電話への応答がない場合には、安否確認のため、緊急連絡先等へ連絡をとらせていただくことやお住まいの市町村、警察署、消防署等に協力いただきご自宅（療養場所）に直接訪問することがありますので、ご承知おきください。

- ・次のページに示すような「**緊急性の高い症状**」がある場合は、県からの電話連絡を待つことなく、**至急、自宅療養者専用電話相談窓口**（電話番号はご本人にお伝えします）にご連絡ください。

【緊急性の高い症状】（例示） ※印は、同居人が確認してください。

【血液中の酸素飽和度（SpO2）の値】	・ 95%以下である
【表情・外見】	・ 顔色が明らかに悪い（※） ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい（※）
【息苦しさ等】	・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 生活をしていて少し動くと息苦しい ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ 突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた
【意識障害等】	・ ぼんやりしている（反応が弱い）（※） ・ もうろうとしている（返事がない）（※） ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

（２）健康相談等

- ・ 自宅療養者専用の24時間窓口を設置しています。健康状態に関することや、療養期間中のお困りごとについて、電話にて相談をお受けします。
- ・ 発熱や呼吸が苦しいなど**体調が悪くなった場合は、夜間であっても速やか**
にご連絡ください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者専用電話相談窓口

（電話番号はご本人にお伝えします。）

(3) 療養期間中の注意事項

- ・療養期間中は**外出をしない**でください。
- ・同居する方と**生活空間を分け**、食事は確保した生活空間で取り、トイレ、入浴以外は、極力**個室から出ない**ようにしてください。
- ・部屋を出入りする際は、**必ずマスクを着用**してください。また、**こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗い**をしてください。
- ・日中は、30分から1時間おきに、**部屋の換気**を行ってください。
- ・健康状態の正確な把握が困難になる恐れや、病状の悪化を招く恐れがあることから、**飲酒・喫煙は厳禁**です。
- ・オンラインショッピング等を利用する際は、**配達員の方と接触しない**よう「置き配」とするなど、受取方法に注意してください。
- ・パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO2）を正しく測定するため、測定する指にマニキュアを塗らないでください。

(4) 同居する方への注意事項

- ・ 自宅内の**生活空間を完全に分け（原則個室）、療養者との接触は最小限**としてください。自宅内に複数の療養者がいる場合、療養者同士は同じ生活空間でも構いません。
- ・ 同居人が**療養者のケアを行う場合**には、可能な限り**特定の人**がケアを行い、会話はスマートフォンなどを使用するなど、**接触は必要最低限**にしてください。基礎疾患がない健康な人が担当することが望ましいです。
- ・ 同居人全員が**マスクを着用し、こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗い**をしてください。
- ・ **療養者がトイレ、入浴などで共用スペースを使った時に手で触れる部分**（ドアノブ、手すり、照明のスイッチなど）は、療養者が使った都度及び1日1回以上、**同居人がアルコール含有のティッシュ等で拭き取り、消毒**してください。また、**療養者が手で触れる部分を触った場合**には、**直ちに手指消毒するか、石けん等で手洗い**をしてください。
- ・ 療養者が歯磨きやうがいを使用した洗面台は、使用後に洗い流し、水しぶきを綺麗に拭きあげてください。
- ・ トイレ、浴室等の療養者と共用する場所は、清掃と換気を十分に行い、**入浴は療養者が最後**に行うようにしてください。
- ・ **食器、シーツ等は療養者専用**のものを用意し、**共用しない**でください。

- ・療養者が使用した食器や、汚れた衣類、シーツ等を扱う際は、**手袋とマスクを着用**してください。また、衣類、シーツ等を療養者の部屋等から持ち出す時は、**ビニール袋に包んで持ち出し**てください。
- ・食器類の洗浄や衣類、シーツ等の洗濯は通常の洗剤で行い、しっかりと乾燥させてください。感染していない同居人が使用したものと一緒に洗浄、洗濯しても構いません。
- ・**不要不急の訪問者は受け入れない**てください。宅配業者についても、**配達員の方と接触しない**よう「置き配」とするなど、受取方法に注意してください。

(5) ごみ出し方法

- ・ 生ごみは、しっかりと水を切ってからごみ袋に入れてください。
- ・ ごみ箱には、ごみ袋をかぶせてください。
- ・ ごみ袋がいっぱいになる前に、早めに、**ごみに直接触れないよう、ごみ袋の空気を抜き、ごみ袋の口をしっかり結んで**ください。万が一、**ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れて**ください。
- ・ **厳重に密閉して**、家庭ごみとして捨ててください。
- ・ **廃棄の際にはマスク、手袋を着用**し、廃棄後は手洗い等により感染防止対策を行ってください。

<参考>

出典：「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」チラシ（環境省）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、
「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして
「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省



環境省公式HP

(6) ペットを飼われている方へ

- ・療養期間中は、**過度な接触を控え、ペットと距離を取る**ようにしてください。
- ・療養期間中に、医療機関に入院することになるなど、もしもの時に備え、ペットのお世話が出来る方がいない場合には、親類や知人などに預かっていただけるよう、あらかじめ決めておくようお願いします。

4 パルスオキシメーター及び体温計の貸与・返却について

(1) 貸与

- ・パルスオキシメーター（指先に装着して血液中の酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器）及び体温計は、ご自宅に送付します。
- ・使用方法の詳細は、送付時に同封されている説明書をご覧ください。

(2) 返却

- ・自宅療養終了日から3日間お手元に留め置き、4日後に送付時に同封されている返却用レターパックに、パルスオキシメーターと体温計を入れ、**ポストに投函**してください。
- ・返却方法の詳細は、送付時に同封されている説明書をご覧ください。
- ・パルスオキシメーターと体温計は、消毒後、他の方の健康観察に再度使用しますので、**必ずご返却**ください（紛失等した場合は、実費弁償などしていただくことがあります。）。



パルスオキシメーター



体温計

5 食料品・日用品の配送について

(1) 食料品・日用品

- ・療養期間中の食事等については、一定期間常温で保存可能な食料品（7日分相当）と日用品のセットを、希望される方に対し、県が療養者のご自宅（療養場所）まで配送するサービスを実施します。
- ・自宅療養の決定連絡の際に、配送希望について確認します。なお、本配送サービスは無料です。
- ・アレルギーや離乳食等、個々の要望への対応はできませんので、ご自身で各食品の表示を確認してください。
- ・食中毒予防のため、封を開けた食品は基本的にすぐに食べるようにしてください。保存する場合には、冷蔵庫に入れてください。



配布する食料品・日用品 イメージ

(2) 配送の注意事項

- ・本配送サービスを受ける場合、県から配送業者に名前、居住地及び連絡先等の個人情報を提供する必要がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・「置き配」による配達となりますので、配達員が来た際は、玄関先には出ず、**必ず電話またはインターホン越しに対応**し、玄関先に荷物を置くよう、配達員にお伝えください。
- ・在宅を確認できなかった場合は、再配達を実施しますので、ご了承ください。
- ・配送は、希望を承ってから翌日以降となります。それまでの食料品・日用品については、ご自身で準備してください。

6 自宅療養の終了について

(1) 療養終了のタイミングの目安

有症状者の場合

→症状出現日から、10日間経過した日となります。

(翌11日目に外出が可能になります。)

無症状者の場合

→陽性確定に係る検体採取日から、7日間経過した日となります。

(翌8日目に外出が可能になります。)

- ・ただし、療養期間中に症状が出現した場合や、症状が改善されない場合は、療養期間が延長となる可能性があります。

(2) 自宅療養終了後の注意事項

- ・療養終了後は、従来の日常生活に戻ることができますが、療養終了後4週間は、以下の点にご留意ください。

<一般的な衛生対策の徹底>

- 石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- 咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻を押さえる、マスクの着用等）を守ってください。

<健康状態の確認>

- 毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

<咳や発熱などの症状が出た場合>

- 医療機関に電話で連絡した後、指示に従い受診をしてください。その際、新型コロナウイルス感染症で自宅療養していたことを、必ずお伝えください。

7 自然災害発生時の避難について

- ・大雨や台風、地震などの自然災害発生時の避難においても、他者に感染を拡げないために、他者との接触を避ける必要があります。
- ・皆さまの安全な避難や避難所内の感染拡大防止のため、以下の点に十分留意してください。

(1) 避難先の検討

- ・ハザードマップ等を確認して**避難先を検討**してください。
- ・避難先について、保健所に伝達していない場合はご連絡を

お願いします。(参考：岐阜山と川の危険箇所マップ)



📍 自宅の上層階への避難（垂直避難）（水害の場合のみ）

📍 公共交通機関を用いない専用避難所等（市町村の避難所）への避難

📍 車中避難

(2) 事前の準備

- ・避難先を想定し、以下のような対策を講じてください。

（必要に応じて、別居家族や友人等に準備の支援をお願いすることも
ご検討ください。）

- ① 3日分の飲料水、食料品、常備薬等に加え、マスクや除菌シート等も
含めて備蓄を行う。

②**体温計、パルスオキシメーター**（県が貸与している方のみ）、**連絡の取**

れる携帯電話、充電器などを持ち出せるように準備する。

③**自力で避難所まで避難することが困難な場合は、あらかじめ親類等の**

自家用車への同乗を依頼するなど、移動手段の確保のための検討・準備

をする。

📍自家用車のガソリン残量を満タンにしておく。

📍親類等の自家用車へ同乗する場合は、自宅療養者等は後部座席に座り、窓を開けて会話をしないで、全員がマスクを着用する。

④**気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を**

心がける。

（３）災害時の対応

・ **自宅以外へ避難する場合は、あらかじめ居所の市町村にご連絡くださ**

い。（連絡先は次頁のチラシをご確認ください。）

・ **市町村の専用避難所等のスペースまでの移動手段は、公共交通機関以外**

の方法でお願いします。

・ **ただし、命の危険が迫っている場合には、命を守る行動を最優先してく**

ださい。

・ **避難中も毎日、健康観察を行いますが、体調に異変を感じた場合には、**

速やかに自宅療養者専用電話相談窓口へ連絡してください。

（連絡先 電話番号はご本人にお伝えします）



新型コロナウイルス感染症に係る 自宅療養者及び自宅待機者の皆さまへ

～ 自然災害発生前に事前準備をお願いします ～

感染を広げることを防ぐため、自宅療養者及び自宅待機者の皆さまには、他者との接触を避けていただく必要があります。

それは、いつ来るかわからない自然災害時の避難についても、同様です。

そのため、皆さまの安全な避難や避難所内の感染拡大防止のため、以下の点に十分留意してください。また、岐阜県個人情報保護条例にのっとり、岐阜県に居住する方は、避難所を準備するお住まいの市に住所、氏名、連絡先等の個人情報を提供※させていただきますのであらかじめご了承ください。

※市町村においても秘密は守られ、療養解除又は入院・入所後は速やかに破棄されます。

1. 避難先の検討

ハザードマップ等を確認して避難先を検討し、どこに避難するかを保健所に連絡してください。（参考：岐阜山と川の危険箇所マップ）



- ・ 自宅の上層階への避難（垂直避難） ※水害の場合のみ
- ・ 公共交通機関を用いない専用避難所等のスペース（市の避難所）への避難
- ・ 車中避難（※）



（※）車中避難は、エコノミー症候群の発症リスクの観点から推奨されませんが、やむを得ず行う場合は、以下の点に注意が必要です。

<予防のために心掛けると良いこと>（厚生労働省HPより一部改変）

- （１）ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- （２）十分にこまめに水分を取る
- （３）アルコールは控え、禁煙する
- （４）ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- （５）かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- （６）眠るときは足をあげる

2. 事前の準備

避難先を想定し、以下のような対策を講じてください。

（必要に応じて、別居家族や友人等に準備の支援をお願いすることも考えられます。）

- （１）通常は３日分の飲料水、食料品、常備薬等の備蓄が推奨されていますが、加えてマスクや除菌シート等を含め備蓄を行う。
- （２）体温計、パルスオキシメーター（県が貸与している方のみ）、連絡の取れる携帯電話、充電器などを持ち出せるように準備する。
- （３）自らで避難所まで避難することが困難な場合は、あらかじめ親類等の自家用車への同乗を依頼するなど、移動手段の確保のための検討・準備をする。
 - ・ 自家用車のガソリン残量を満タンにしておく。
 - ・ 親類等の自家用車へ同乗する場合は、自宅療養者等は後部座席に座り、窓を開けて会話をしないで、全員がマスクを着用する。
- （４）気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を心がける。

（裏面に続く）

3. 災害時

自宅以外へ避難する場合は、あらかじめ居所の市町村にご連絡ください。

市の専用避難所等のスペースまでの移動手段は、公共交通機関以外の方法をお願いします。

ただし、命の危険が迫っている場合には、命を守る行動を最優先してください。

< 連絡先 >

岐阜県 自宅療養者専用電話相談窓口

電話番号はご本人にお伝えします [24時間応答]

< 災害時の市町村連絡先 >

市町村名	連絡窓口（担当課）	電話番号	市町村名	連絡窓口（担当課）	電話番号
岐阜市	感染症対策課	058-252-0393	関市	危機管理課	0575-22-3131
羽島市	健幸福祉部 子育て・健幸課	058-392-1111（内5304）	美濃市	総務課	0575-33-1122
各務原市	市長公室防災対策課	058-383-1190	美濃加茂市	健康課	0574-25-4145
山県市	総務課防災対策室	0581-32-9100（内224）	可児市	健康増進課	090-2618-6557
瑞穂市	市民協働安全課	058-327-4130	郡上市	八幡地域（八幡支部）	0575-67-1121
本巣市	総務課	0581-34-2511（内1145）		美並地域（美並支部）	0575-79-3111
岐南町	総務課	058-247-1360（内322）		大和地域（大和支部）	0575-88-2211
笠松町	総務課	058-388-1111（内220）		明宝地域（明宝支部）	0575-87-2211
北方町	総務危機管理課	058-323-1111		白鳥地域（白鳥支部）	0575-82-3111
大垣市	大垣市保健センター	0584-75-2322		和良地域（和良支部）	0575-77-2211
海津市	健康課	0584-53-1317		高鷲地域（高鷲支部）	0575-72-5111
養老町	総務部 総務課	0584-32-1101	坂祝町	福祉課 （保健センター）	0574-26-7201
垂井町	企画調整課	0584-22-1152	富加町	福祉保健課	0574-54-2117
関ヶ原町	総務課	0584-43-1110	川辺町	総務課	0574-53-2511
神戸町	総務課 地域安全係	0584-27-0171	七宗町	住民課（生きがい健康 センター）	0574-48-2046（生きがい 健康センター）
輪之内町	危機管理課	0584-69-3111 0584-69-3117（直通）			0574-48-1112（役場住民 課）
安八町	総務課	0584-64-3111	八百津町	防災安全室	0574-43-2111
揖斐川町	総務課	0585-22-2111	白川町	総務課	0574-72-1311
大野町	総務課	0585-34-1111	東白川村	総務課	0574-78-3111
池田町	総務課	0585-45-3111	御嵩町	総務防災課	0574-67-2111
			多治見市	企画防災課	0572-22-1111
			中津川市	健康医療課	0573-66-1111（内線628）
			瑞浪市	生活安全課	0572-68-2111
			恵那市	健幸推進課	0573-26-2111（内線290）
			土岐市	危機管理室	0572-54-1111
			高山市	医療課	0577-35-3177 090-1565-5241
			飛騨市	危機管理課	0577-62-8902
			下呂市	健康医療課	0576-53-2101
			白川村	村民課	05769-6-1311

< 専用避難所を利用するときの注意事項 >

- ・市町村へ連絡する際は、氏名、住所、新型コロナウイルス感染症の患者であること等を伝え、専用避難所へ避難したい旨を申し出てください。
- ・これまでの非常持出品（水、食料、毛布、衛生用品、携帯電話の充電器、常備薬、お薬手帳等）に加えて、マスク、体温計、パルスオキシメーターなどを持参してください。
- ・市町村の担当者の指示に従って利用してください。
- ・避難中も毎日、健康観察を行いますが、体調に異変を感じた場合には、速やかに自宅療養者専用電話相談窓口へ連絡してください。

（連絡先 自宅療養者専用電話相談窓口：電話番号はご本人にお伝えします）

8 自宅療養の証明について

- ・ 自宅療養に係る証明書が必要な方には、岐阜県から証明書を発行することができます。
- ・ 証明書の発行を申請される場合は、療養終了後に、「新型コロナウイルス感染症に係る『自宅療養証明書』発行申請書」（別添）と証明書の郵送先を記載した返信用封筒を同封のうえ、下記の窓口へ郵送してください（持参不可）。証明書は、返信用封筒に記載の住所にお送りします。

【申請窓口（申請書郵送先）】

〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム

※ 申請書は、県ホームページからも印刷できます。

U R L <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/172431.html>

- ・ 返信用封筒には、必ず次のいずれかの切手を貼付してください。

普通郵便での返送を希望する場合 84円

簡易書留郵便での返送を希望する場合 404円

- ・ 発行には、申請から概ね1週間程度かかります。

＜自宅療養を開始するためのチェックシート＞

	注意する項目	本人・家族
1	療養期間中は自宅から外出しない。 不要不急の訪問者は受け入れない。	☐
2	療養者和其他の同居者の生活空間を完全に分け、接触は最小限とする。	☐
3	療養者のケアをする人は、可能な限り特定の人（基礎疾患のない健康な人が望ましい）にする。	☐
4	同居人全員がマスク（サージカルマスクが望ましい。）を着用する。	☐
5	こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗いを する。	☐
6	タオル・石けん・歯磨き粉等の衛生用品や食器、シーツ 等の共有はしない。	☐
7	入浴は療養者が最後に行う。	☐
8	日中は、30分から1時間おきに、部屋の換気を行う。	☐
9	療養者が手で触れる部分（ドアノブ・手すり・照明のス イッチなど）は、アルコールで、使った都度及び1日1回 以上、同居人が消毒する。療養者が手で触れる部分を触っ た場合には、手指衛生を行う。 トイレ、浴室等の療養者と共用する場所は、清掃と換気を 十分に行う。	☐
10	汚れたシーツ類、衣服は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっか り乾燥させる。	☐
11	ごみは厳重に密閉して、家庭ごみとして捨てる。	☐
12	宅配業者からの荷物の受け取りの際は、配達員の方との接触 を避ける（置き配）。	☐
13	療養中は禁酒・禁煙する。	☐
14	服用中の薬がある場合は、2週間分程度を準備しておく。 薬が足りなくなりそうな場合は、かかりつけ医に電話で診療 を受けたうえで、薬を処方してもらう	☐

自宅療養中の相談窓口一覧

岐阜県新型コロナウイルス自宅療養者相談窓口

岐阜県新型コロナウイルス自宅療養者相談窓口

相談内容: 自宅療養中の健康上の心配事

受付時間: 24 時間対応、土、日、祝日を含む毎日

電話番号: 電話番号はご本人にお伝えします。

自宅療養に伴うストレスなど心の健康に関する相談

岐阜県精神保健福祉センター

相談内容: こころの相談

受付時間: 平日 午前 9 時から正午、午後1時から午後5時

電話番号: 058-231-9724

コロナハラスメントに関する相談

岐阜県人権啓発センター

相談内容: コロナハラスメントに関する相談

受付時間: 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

電話番号: 058-272-8252

くらしのお悩みに関する相談

生活困窮者自立相談支援窓口

相談内容: くらしのお悩みに関する相談など

受付時間: 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

電話番号: 添付チラシのとおり

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する一般相談

県民総合相談窓口(コールセンター)

相談内容: 新型コロナウイルス全般について

受付時間: 午前 8 時 30 分から午後5時 15 分まで、土、日、祝日を含む毎日

電話番号: 058-272-8198

相談電話が混み合いかかりにくい時があります。

しばらくお待ちの上、お電話下さいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症でご自宅にて療養されている方へ

新型コロナウイルスの感染によるご自宅での療養生活においては、**ご自身の病状のことやご家族への感染についてなど、様々な心配事や不安を感じていらっしゃるのではないのでしょうか？**

隔離や制限された生活は、こころや身体に様々な変化が起こることがあります。その多くは一時的なストレス反応であり、多くの方は時間とともに自然に回復していきます。

どのような気持ちの変化が起きて、身体がどのように反応するのか、どのように対処すればこころや身体が少しでも楽になるのか知っておくことは大切です。

こころの反応

イライラしたり、怒りっぽくなる
あとき、こうしておけば良かったと自分を責める
誰とも話す気にならない
集中力がなくなり、考えがまとまらない
同じことをくり返し考える
些細なことが気になる
最悪な事態を考えて、落ち着かなくなる
自身の体調や仕事や将来について心配になる
周囲に感染させていたらどうしようと心配になる
孤独や寂しさを感じる

身体の反応

食欲がない
いつもより食べ過ぎる
なかなか眠れない
夜中に何度も目が覚める
心臓がドキドキする
目まい、頭痛がする
吐き気、腹痛がある

おすすめすること！

- 生活のリズムを保ちましょう
 - ・睡眠、起床のペースを保ち、食事を規則正しく摂りましょう
 - ・部屋のなかでできるストレッチなどの運動をするように心がけましょう
 - ・カーテンを開けて、日光を浴びましょう
 - ・昼寝を避けましょう
 - ・就寝の1時間前には、スマホやパソコンなどのブルーライトを浴びないようにしましょう
- 家族や友人とのコミュニケーションをもちましょう
 - ・直接会えなくても、電話やビデオ通信などを利用し、つながりを維持しましょう
 - ・感情を隠したり押さえ込まず、周囲の人に伝えましょう
- 気分転換することを心がけましょう
 - ・部屋の中でできることは限られていますが、楽しく、リラックスできる活動をこころがけましょう
 - ・自宅から出なくても身だしなみを整えましょう

生活の制限により、こうした反応が生じるのは自然なことです。こころの健康を保つために自分自身を十分にいたわりましょう

<注意した方がよいこころや身体のサイン>

眠れない、不安や悲しい気持ちが続く、気持ちがコントロールできない、何をするのも億劫であるなど

気持ちを誰かに話したり、相談することで、不安や辛さが和らぐことがあります。

一人で不安な気持ちを抱えず、どうぞお気軽にお電話ください。

相談先 岐阜県精神保健福祉センター

○電話番号：058-231-9724

○相談時間：月～金 9:00～17:00

土日・祝日及び年末年始を除く

※匿名で相談可能です

※新型コロナに限らない、一般的なこころの悩みに関するご相談もお受けしております。

お気軽に
お電話
ください



その他の相談窓口

●岐阜いのちの電話（058-277-4343）

毎日 19:00～22:00（これに加えて第一・第三金曜日の次の日は8:00～19:00）

●こころのサポート相談「ほっと♡ぎふ」（LINE相談窓口）

毎週日曜日の 22:00～翌 3:00（令和4年3月まで。）

●SNS相談（厚生労働省）

まろうよこころ 厚生労働省

検索

(<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>)



LINE サービス用
二次元コード

岐阜県からのお知らせ

相談
無料

生活困窮者自立
相談支援窓口のご案内

秘密
厳守

くらしにお悩みの あなたへ



専門の相談員がお話を聞き、解決へのお手伝いをします。
行き詰まる前に、ためらわずご相談ください。

失業して家賃が払えない… 仕事が見つからない…
家計が苦しい… 公共料金を滞納している…
相談相手がいない…

どんな悩みもお聞きします。



専門の相談員があなたを支援します！

お話を聞いて
あなただけの
支援プランを
作ります。

家計の
立て直しや
滞納の解消を
アドバイス
します。

就労のための
能力を
身につける
お手伝いを
します。

一定の期間
家賃に相当する
額を給付します。
※給付には一定の要件が
あります。

ご相談は、お住まいの地域の**自立相談支援機関**へ

地域ごとの窓口の連絡先は、このチラシの裏面、
または岐阜県ホームページをご覧ください。



自立相談支援窓口

受付対応: 平日 8:30～17:15

市名	実施機関名	電話番号	メールアドレス
岐阜市	岐阜市生活・就労サポートセンター	058-265-3777	seikatsu-support@psgifu.com
大垣市	大垣市社会福祉協議会	0584-75-0014	info@ogakishakyo.or.jp
高山市	高山市社会福祉協議会	0577-35-3002	seikatsu-soudan1@takayamashakyo.net
多治見市	多治見市社会福祉協議会	0572-24-3502 / 0572-22-1111 (内線2226)	seikatsukonkyu@t-syakyo.or.jp
関市	関市暮らし・まると支援センター (関市社会福祉協議会)	0575-23-5444	kuramaru@sekishi-shakyo.or.jp
中津川市	中津川市社会福祉協議会	0573-66-1111 (内線643)	with@nakatsugawa-shakyo.jp
美濃市	美濃市社会福祉協議会	0575-33-1122 (内線145)	fukushikodomo_540@city.mino.lg.jp
瑞浪市	瑞浪市社会福祉協議会	0572-68-4148	m-syakyo@ob2.aitai.ne.jp
羽島市	羽島市福祉課	058-392-1111 (内線2513)	fukushi@city.hashima.lg.jp
恵那市	恵那市社会福祉協議会	0573-25-6424 / 0573-26-2214	shakaifukushi@office.city.ena.gifu.jp
美濃加茂市	美濃加茂市心と暮らしの相談窓口	0574-25-2111 (内線341)	se-kon@minokamo-shakyo.or.jp
土岐市	生活・就労サポート土岐	0572-54-1111 (内線227)	jiritsu@city.toki.lg.jp
各務原市	各務原市社会福祉協議会	058-383-7610 / 0120-198-365	shakyo@chive.ocn.ne.jp
可児市	可児市社会福祉協議会	0574-61-2525	kanishisyakyo@crux.ocn.ne.jp
山県市	山県市福祉課	0581-22-6837	fukushi@city.gifu-yamagata.lg.jp
瑞穂市	瑞穂市社会福祉協議会	058-327-8610	soudan@mizuho-shakyo.org
飛騨市	飛騨市地域包括ケア課	0577-73-6233	hokatsukea@city.hida.lg.jp
本巣市	本巣市社会福祉協議会	058-320-0531	jimukyoku@motosushi-shakyo.jp
郡上市	郡上市社会福祉協議会	0575-88-9988	shakyo.gujo@smile.ocn.ne.jp
下呂市	下呂市社会福祉協議会	0576-23-0783	smile@gero-city-syakyo.jp
海津市	海津市暮らしサポートセンター (海津市社会福祉協議会)	0584-52-1710 / 0120-108022	kura-sapo@kaizu-wel.jp

町村名	実施機関名	電話番号	メールアドレス
岐南町、笠松町、北方町	岐阜県社会福祉協議会	058-268-6187 / 0800-200-2536	https://www.winc.or.jp/contact/index.html
垂井町、関ヶ原町、養老町、安八町、神戸町、輪之内町		0584-83-2011 / 0800-200-2532	
揖斐川町、大野町、池田町		0585-21-1811 / 0800-200-2537	
坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村		0574-24-3115 / 0800-200-2538	

年 月 日

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長 様

申 請 者 氏 名

(療養を受けた者との関係：)

住 所

連絡先

新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」発行申請書

新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」の発行を申請します。

自宅療養した者の氏名	
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
証明書郵送先住所	
自宅療養期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※不明の場合は、空欄で構いません。

※申請者は、自宅療養した本人又はその保護者等としてください。

上記以外の者が申請する場合は、委任状の提出が必要です。

※この申請書は、自宅療養終了後に、下記の申請窓口に郵送してください（持参不可）。

※証明書の発行には、申請から概ね1週間程度かかります。

【申請窓口（申請書郵送先）】

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム 宛

お問い合わせ電話番号 058-272-1111 内線4845

【郵送いただくもの】

①記入済みの申請書

②証明書の郵送先を記載した返信用封筒（必ず以下のいずれかの切手を貼付してください）

・普通郵便での返送を希望する場合 84円

・簡易書留郵便での返送を希望する場合 404円

健康記録シート					
月／日 (曜日)	時 間		体 温	酸素飽和度 (SpO2)	体調メモ
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	

健康記録シート					
月／日 (曜日)	時 間		体 温	酸素飽和度 (SpO2)	体調メモ
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	
／ ()	午前	7 : 30	℃	%	
	午後	2 : 00	℃	%	
	午後	7 : 00	℃	%	

新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 9 版）一部改定（案）

<県の要請による 1 月 21 日～3 月 6 日の対応方針>

2 イベント、市有施設等の対応方針

（1） イベント等の取り扱い

市、指定管理者主催のイベント、各種講座については、可能な限りオンライン又は中止・延期・無観客で開催する。

ただし、チケット販売済み等の場合は、入場者半減など感染防止対策を徹底し開催する。

なお、民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県のコロナ社会を生き抜く行動指針（以下、「県の指針」とする。）に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

（2） 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

なお、市有施設は、屋内外問わず、原則、開館時間を 20 時までとする。

【開館時間を 20 時までとする主な市有施設】

○みんなの森 ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター、公民館、市民会館、文化センター、
長良川国際会議場、体育館、長良川うかいミュージアム、図書館分館、少年自然の家

（3） キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベントや講座、市有施設の開館時間短縮により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和 4 年 1 月 21 日（金）～令和 4 年 3 月 6 日（日）